

資料4

東京都障害者グループホーム説明会

# 国報酬・都加算の概要について

《令和4年度版》

令和4年8月5日

東京都福祉保健局障害者施策推進部

地域生活支援課居住支援担当

## ～ 目 次 ～

### I 国報酬関係について

国費の基本構造	P 2
地域区分について	P 3
共同生活援助サービス費（基本報酬）	P 4
【国報酬】各種加算について～概要～	P 11
【国報酬】各種加算について～個別～	P 20
・夜間支援等体制加算	・福祉専門職員配置等加算
・（長期）帰宅時支援加算、（長期）入院時支援特別加算	
・医療連携体制加算、看護職員配置加算	
・重度障害者支援加算	・地域生活移行個別支援特別加算
・福祉・介護職員処遇改善（特別）加算等	
【国報酬】各種減算について～概要～	P 33

### II 都加算について

都加算制度の概要	P 35
精神科医療連携体制加算	P 38
補助要件①：福祉サービス第三者評価の受審	P 40
補助要件②：外部研修等受講	P 42

### III 都加算請求事務の概要等について

請求事務について	P 45
請求書等の記入例	P 46
・都加算請求書	
・都加算明細書 【参考】訓練等給付費等明細書（共同生活援助）	
・都加算明細書（通貨型加算）	
・集計表	
・都加算請求書（別紙）【参考】福祉サービス第三者評価結果報告書	

#### ●お問合せ先●

##### 【障害者グループホーム】

東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当

TEL 03-5320-4151

FAX 03-5388-1408

E-mail S0410818@section.metro.tokyo.jp

○個別相談も行っております。電話・来庁どちらでも可。

#### ○受付時間

月曜から金曜（祝日を除く）

9:00～12:00 13:00～17:45

○区市町村に相談される場合は、各区市町村役所の障害福祉  
主管課にお問合せください。

※R4.7時点の内容です。

# I 国報酬関係について

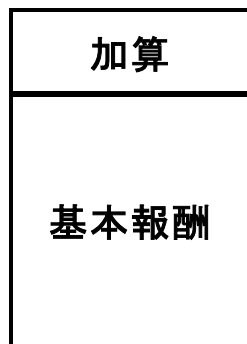
# 国報酬の基本構造

- 全国一律に報酬の「単位」が定められており、区市町村ごとに定められた「単位数単価」をかけて「報酬額(円)」が決まります。
- 報酬請求は、月ごとに、日々の単位を合計した「総単位数」に「単位数単価」をかけて報酬額を算定し、国保連を通じて利用者の支給決定をしている区市町村に行います。

単位	×	単位数単価	=	報酬額
(全国一律)		(区市町村別)		(円)

※共同生活援助事業の単位数単価は**事業所所在地**で決まります。  
→例えば、事業所所在地が武蔵野市の場合、ユニットが杉並区内に所在していても、武蔵野市の単位数単価（11.20）を使います。

- 報酬は大きく分けて「基本報酬」と「加算」、「減算」に分けられます。
- 「基本報酬」「加算」は基本的に日ごとに単位が決まっていますが、「加算」には月に1回算定できるものなどもあります。
- 「基本報酬」は、原則としてグループホーム内で支援した日のみ算定できます。  
なお、**入退院日や帰宅日など、朝や夕方に不在になる場合も、その日にグループホーム内で支援を行っていれば算定できます。**
- 「基本報酬」は、事業所の類型、利用者の障害支援区分、世話人配置の厚さなどで報酬単位が異なります。
- 「加算」は原則として「基本報酬」が算定されている日に算定できます。  
**【例外】入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算、自立生活支援加算 等**
- 「減算」がある場合は、原則として、月ごとの「基本報酬」の総単位数に、一定の減算の比率をかけて計算します。  
**【例】大規模減算の場合 ※ユニットの定員が8人以上の場合、基本報酬が95%に減算される**  
8,760単位(月の総単位数) × 0.95(減算比率) = 8,322単位



← **<減算がある場合>**  
月の「基本報酬の総単位数」に減算の比率をかけて計算する。  
※加算の単位には減算の比率をかけない。

## 地域区分について

### 【障害者の地域区分と単位数単価(1単位の単価)】

＜令和3～5年度＞ 8区分

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
地域区分コード	01	02	03	04	05	06	07	20
	23区	町田市 狛江市 多摩市	八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 清瀬市 東久留米市 稲城市 西東京市	立川市 昭島市 東大和市	あきる野市 日の出町 羽村市	武蔵村山市 奥多摩町 瑞穂町 檜原村		大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村
共同生活援助 単位数単価	11.60円	11.28円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10.00円

○ユニット単位ではなく事業所の所在地の地域区分での届出・請求となります。

○誤った地域区分を記載しないようご注意ください。

# 共同生活援助サービス費(基本報酬)

基本部分		注		注				注
		大規模住居等 減算	入居定員が 8人以上 ×95/100  入居定員が 21人以上 ×93/100  一体的な運営 が行われている 共同生活住居 (サテライト型住 居を含む)の入 居定員の合計 数が21人以上 ×95/100	世話人又は生活支 援員の員数が基準 に満たない場合	サービス管理責任 者の員数が基準に 満たない場合 又は	共同生活援助計画 が作成されていない 場合	身体拘束廃止未実 施減算	委託先である指定居宅介護事業者により受 託居宅介護サービスが行われる場合
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ)  (4:1)	(1) 区分6	( 667単位 )						
	(2) 区分5	( 552単位 )						
	(3) 区分4	( 471単位 )						
	(4) 区分3	( 381単位 )						
	(5) 区分2	( 292単位 )						
	(6) 区分1以下	( 243単位 )						
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ)  (5:1)	(1) 区分6	( 616単位 )						
	(2) 区分5	( 500単位 )						
	(3) 区分4	( 421単位 )						
	(4) 区分3	( 331単位 )						
	(5) 区分2	( 243単位 )						
	(6) 区分1以下	( 198単位 )						
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ)  (6:1)	(1) 区分6	( 583単位 )						
	(2) 区分5	( 467単位 )						
	(3) 区分4	( 387単位 )						
	(4) 区分3	( 298単位 )						
	(5) 区分2	( 209単位 )						
	(6) 区分1以下	( 170単位 )						
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ)  (体験利用)	(1) 区分6	( 697単位 )						
	(2) 区分5	( 582単位 )						
	(3) 区分4	( 501単位 )						
	(4) 区分3	( 411単位 )						
	(5) 区分2	( 322単位 )						
	(6) 区分1以下	( 272単位 )						
ホ 個人 単位で 居宅介 護等を利用する場 合 (特例)	(1) 世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	( 444単位 )					
		(二) 区分5	( 398単位 )					
		(三) 区分4	( 364単位 )					
	(2) 世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	( 393単位 )					
		(二) 区分5	( 346単位 )					
		(三) 区分4	( 314単位 )					
	(3) 世話人配置6:1の場合	(一) 区分6	( 359単位 )					
		(二) 区分5	( 313単位 )					
		(三) 区分4	( 281単位 )					

								日中サービス支援型共同生活援助計画が作成されていない場合	
イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	(3:1)	(1) 区分6	(1105単位)						
		(2) 区分5	(989単位)						
		(3) 区分4	(907単位)						
		(4) 区分3	(650単位)						
ロ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	(4:1)	(1) 区分6	(1021単位)						
		(2) 区分5	(904単位)						
		(3) 区分4	(822単位)						
		(4) 区分3	(574単位)						
ハ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	(5:1)	(1) 区分6	(969単位)						
		(2) 区分5	(852単位)						
		(3) 区分4	(770単位)						
		(4) 区分3	(528単位)						
ニ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	(体験利用)	(1) 区分6	(1135単位)						
		(2) 区分5	(1019単位)						
		(3) 区分4	(937単位)						
		(4) 区分3	(677単位)						
ホ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	(910単位)	入居定員が21人以上×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上×95/100					
		(二) 区分5	(793単位)						
		(三) 区分4	(712単位)						
		(四) 区分3	(563単位)						
		(五) 区分2	(414単位)						
		(六) 区分1以下	(360単位)						
	(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	(826単位)						
		(二) 区分5	(709単位)						
		(三) 区分4	(627単位)						
		(四) 区分3	(486単位)						
		(五) 区分2	(337単位)						
		(六) 区分1以下	(292単位)						
	(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	(774単位)						
		(二) 区分5	(657単位)						
		(三) 区分4	(575単位)						
		(四) 区分3	(440単位)						
		(五) 区分2	(292単位)						
		(六) 区分1以下	(252単位)						
	(4)体験利用の場合	(一) 区分6	(940単位)						
		(二) 区分5	(824単位)						
		(三) 区分4	(742単位)						
		(四) 区分3	(590単位)						
		(五) 区分2	(441単位)						
		(六) 区分1以下	(387単位)						
				減算が適用される月から2月目まで×70/100		減算が適用される月から4月目まで×70/100		減算が適用される月から2月目まで×70/100	
				3月以上連続して減算の場合×50/100		5月以上連続して減算の場合×50/100		3月以上連続して減算の場合×50/100	
								利用者全員について、1日につき5単位を減算	

へ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)	日中を当該共同生活住居で過ごす者	(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	( 698単位)					
			(二) 区分5	( 651単位)					
			(三) 区分4	( 617単位)					
		(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	( 612単位)					
			(二) 区分5	( 566単位)					
			(三) 区分4	( 533単位)					
	日中を当該共同生活住居以外で過ごす者	(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	( 561単位)					
			(二) 区分5	( 515単位)					
			(三) 区分4	( 482単位)					
		(1)世話人配置3:1の場合	(一) 区分6	( 605単位)					
			(二) 区分5	( 558単位)					
			(三) 区分4	( 525単位)					
(2)世話人配置4:1の場合	(一) 区分6	( 520単位)							
	(二) 区分5	( 474単位)							
	(三) 区分4	( 440単位)							
(3)世話人配置5:1の場合	(一) 区分6	( 469単位)							
	(二) 区分5	( 422単位)							
	(三) 区分4	( 389単位)							

イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I) (4:1)	( 243単位)	入居定員が 8人以上 ×90/100  入居定員が 21人以上 ×87/100	世話人の員数が基準に満たない場合	外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	減算が適用される月から4月目まで ×70/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	・受託居宅介護サービス費 イ 所要時間15分未満の場合 95単位 ロ 所要時間15分以上30分未満の場合 192単位 ハ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 261単位に所要時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに86単位を加算した単位数 ニ 所要時間1時間30分以上の場合 559単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II) (5:1)	( 198単位)								
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III) (6:1)	( 170単位)								
ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(IV) (10:1)	( 114単位)								
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(V) 体験利用)	( 272単位)								

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(I)	( 1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(II)	( 1日につき7単位を加算)
	ハ 福祉専門職員配置等加算(III)	( 1日につき4単位を加算)

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 ( 1日につき41単位を加算)

看護職員配置加算 ( 1日につき70単位を加算)

夜間支援等体制加算	イ 夜間支援等体制加算(I)	(1) 夜間支援対象利用者2人以下	(一)区分4以上	(1日につき672単位を加算)
			(二)区分3	(1日につき560単位を加算)
			(三)区分2以下	(1日につき448単位を加算)
	(2) 夜間支援対象利用者3人	(一)区分4以上	(1日につき448単位を加算)	
		(二)区分3	(1日につき373単位を加算)	
		(三)区分2以下	(1日につき299単位を加算)	



(3) 夜間支援対象利用者4人	(一)区分4以上	(1日につき336単位を加算)
	(二)区分3	(1日につき280単位を加算)
	(三)区分2以下	(1日につき224単位を加算)
(4) 夜間支援対象利用者5人	(一)区分4以上	(1日につき269単位を加算)
	(二)区分3	(1日につき224単位を加算)
	(三)区分2以下	(1日につき179単位を加算)
(5) 夜間支援対象利用者6人	(一)区分4以上	(1日につき224単位を加算)
	(二)区分3	(1日につき187単位を加算)
	(三)区分2以下	(1日につき149単位を加算)
(6) 夜間支援対象利用者7人	(一)区分4以上	(1日につき192単位を加算)
	(二)区分3	(1日につき160単位を加算)
	(三)区分2以下	(1日につき128単位を加算)
(7) 夜間支援対象利用者8人	(一)区分4以上	(1日につき168単位を加算)
	(二)区分3	(1日につき140単位を加算)
	(三)区分2以下	(1日につき112単位を加算)
(8) 夜間支援対象利用者9人	(一)区分4以上	(1日につき149単位を加算)
	(二)区分3	(1日につき124単位を加算)
	(三)区分2以下	(1日につき99単位を加算)
(9) 夜間支援対象利用者10人	(一)区分4以上	(1日につき135単位を加算)
	(二)区分3	(1日につき113単位を加算)
	(三)区分2以下	(1日につき90単位を加算)
(10) 夜間支援対象利用者11人	(一)区分4以上	(1日につき122単位を加算)
	(二)区分3	(1日につき102単位を加算)
	(三)区分2以下	(1日につき81単位を加算)
(11) 夜間支援対象利用者12人	(一)区分4以上	(1日につき112単位を加算)
	(二)区分3	(1日につき93単位を加算)
	(三)区分2以下	(1日につき75単位を加算)
(12) 夜間支援対象利用者13人	(一)区分4以上	(1日につき103単位を加算)
	(二)区分3	(1日につき86単位を加算)
	(三)区分2以下	(1日につき69単位を加算)
(13) 夜間支援対象利用者14人	(一)区分4以上	(1日につき96単位を加算)
	(二)区分3	(1日につき80単位を加算)
	(三)区分2以下	(1日につき64単位を加算)
(14) 夜間支援対象利用者15人	(一)区分4以上	(1日につき90単位を加算)
	(二)区分3	(1日につき75単位を加算)
	(三)区分2以下	(1日につき60単位を加算)
(15) 夜間支援対象利用者16人	(一)区分4以上	(1日につき84単位を加算)
	(二)区分3	(1日につき70単位を加算)
	(三)区分2以下	(1日につき56単位を加算)
(16) 夜間支援対象利用者17人	(一)区分4以上	(1日につき79単位を加算)
	(二)区分3	(1日につき66単位を加算)
	(三)区分2以下	(1日につき53単位を加算)
(17) 夜間支援対象利用者18人	(一)区分4以上	(1日につき75単位を加算)
	(二)区分3	(1日につき63単位を加算)
	(三)区分2以下	(1日につき50単位を加算)
(18) 夜間支援対象利用者19人	(一)区分4以上	(1日につき71単位を加算)
	(二)区分3	(1日につき59単位を加算)
	(三)区分2以下	(1日につき47単位を加算)
(19) 夜間支援対象利用者20人	(一)区分4以上	(1日につき67単位を加算)
	(二)区分3	(1日につき56単位を加算)
	(三)区分2以下	(1日につき45単位を加算)
(20) 夜間支援対象利用者21人	(一)区分4以上	(1日につき64単位を加算)
	(二)区分3	(1日につき53単位を加算)
	(三)区分2以下	(1日につき43単位を加算)
(21) 夜間支援対象利用者22人	(一)区分4以上	(1日につき61単位を加算)
	(二)区分3	(1日につき51単位を加算)
	(三)区分2以下	(1日につき41単位を加算)
(22) 夜間支援対象利用者23人	(一)区分4以上	(1日につき58単位を加算)
	(二)区分3	(1日につき48単位を加算)
	(三)区分2以下	(1日につき39単位を加算)
(23) 夜間支援対象利用者24人	(一)区分4以上	(1日につき56単位を加算)
	(二)区分3	(1日につき47単位を加算)
	(三)区分2以下	(1日につき37単位を加算)

	(24) 夜間支援対象利用者25人	(一)区分4以上	(1日につき54単位を加算)
		(二)区分3	(1日につき45単位を加算)
		(三)区分2以下	(1日につき36単位を加算)
	(25) 夜間支援対象利用者26人	(一)区分4以上	(1日につき51単位を加算)
		(二)区分3	(1日につき43単位を加算)
		(三)区分2以下	(1日につき34単位を加算)
	(26) 夜間支援対象利用者27人	(一)区分4以上	(1日につき50単位を加算)
		(二)区分3	(1日につき42単位を加算)
		(三)区分2以下	(1日につき33単位を加算)
	(27) 夜間支援対象利用者28人	(一)区分4以上	(1日につき48単位を加算)
		(二)区分3	(1日につき40単位を加算)
		(三)区分2以下	(1日につき32単位を加算)
	(28) 夜間支援対象利用者29人	(一)区分4以上	(1日につき46単位を加算)
		(二)区分3	(1日につき38単位を加算)
		(三)区分2以下	(1日につき31単位を加算)
(29) 夜間支援対象利用者30人	(一)区分4以上	(1日につき45単位を加算)	
	(二)区分3	(1日につき38単位を加算)	
	(三)区分2以下	(1日につき30単位を加算)	
ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)	(1) 夜間支援対象利用者4人以下	(1日につき12単位を加算)	
	(2) 夜間支援対象利用者5人	(1日につき90単位を加算)	
	(3) 夜間支援対象利用者6人	(1日につき75単位を加算)	
	(4) 夜間支援対象利用者7人	(1日につき64単位を加算)	
	(5) 夜間支援対象利用者8人	(1日につき56単位を加算)	
	(6) 夜間支援対象利用者9人	(1日につき50単位を加算)	
	(7) 夜間支援対象利用者10人	(1日につき45単位を加算)	
	(8) 夜間支援対象利用者11人	(1日につき40単位を加算)	
	(9) 夜間支援対象利用者12人	(1日につき37単位を加算)	
	(10) 夜間支援対象利用者13人	(1日につき34単位を加算)	
	(11) 夜間支援対象利用者14人	(1日につき32単位を加算)	
	(12) 夜間支援対象利用者15人	(1日につき30単位を加算)	
	(13) 夜間支援対象利用者16人	(1日につき28単位を加算)	
	(14) 夜間支援対象利用者17人	(1日につき26単位を加算)	
	(15) 夜間支援対象利用者18人	(1日につき25単位を加算)	
	(16) 夜間支援対象利用者19人	(1日につき23単位を加算)	
	(17) 夜間支援対象利用者20人	(1日につき22単位を加算)	
	(18) 夜間支援対象利用者21人	(1日につき21単位を加算)	
	(19) 夜間支援対象利用者22人	(1日につき20単位を加算)	
	(20) 夜間支援対象利用者23人	(1日につき19単位を加算)	
	(21) 夜間支援対象利用者24人	(1日につき18単位を加算)	
	(22) 夜間支援対象利用者25人	(1日につき18単位を加算)	
	(23) 夜間支援対象利用者26人	(1日につき17単位を加算)	
	(24) 夜間支援対象利用者27人	(1日につき16単位を加算)	
	(25) 夜間支援対象利用者28人	(1日につき16単位を加算)	
	(26) 夜間支援対象利用者29人	(1日につき15単位を加算)	
	(27) 夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を加算)	
ハ 夜間支援等体制加算(Ⅲ)	(1日につき10単位を加算)		
ニ 夜間支援等体制加算(Ⅳ)	(1) 夜間支援対象利用者15人以下	注 夜間支援等体制加算(Ⅰ)が算定されている場合にのみ算定可能	(1日につき60単位を加算)
	(2) 夜間支援対象利用者16人		(1日につき56単位を加算)
	(3) 夜間支援対象利用者17人		(1日につき53単位を加算)
	(4) 夜間支援対象利用者18人		(1日につき50単位を加算)
	(5) 夜間支援対象利用者19人		(1日につき47単位を加算)
	(6) 夜間支援対象利用者20人		(1日につき45単位を加算)
	(7) 夜間支援対象利用者21人		(1日につき43単位を加算)
	(8) 夜間支援対象利用者22人		(1日につき41単位を加算)
	(9) 夜間支援対象利用者23人		(1日につき39単位を加算)
	(10) 夜間支援対象利用者24人		(1日につき37単位を加算)
	(11) 夜間支援対象利用者25人		(1日につき36単位を加算)
	(12) 夜間支援対象利用者26人		(1日につき34単位を加算)
	(13) 夜間支援対象利用者27人		(1日につき33単位を加算)
	(14) 夜間支援対象利用者28人		(1日につき32単位を加算)
	(15) 夜間支援対象利用者29人		(1日につき31単位を加算)
	(16) 夜間支援対象利用者30人		(1日につき30単位を加算)
ホ 夜間支	(1) 夜間支援対象利用者15人以下		(1日につき30単位を加算)

援等体制加算(V)	(2)夜間支援対象利用者16人	(1日につき28単位を加算)	
	(3)夜間支援対象利用者17人	(1日につき26単位を加算)	
	(4)夜間支援対象利用者18人	(1日につき25単位を加算)	
	(5)夜間支援対象利用者19人	(1日につき23単位を加算)	
	(6)夜間支援対象利用者20人	(1日につき22単位を加算)	
	(7)夜間支援対象利用者21人	(1日につき21単位を加算)	
	(8)夜間支援対象利用者22人	(1日につき20単位を加算)	
	(9)夜間支援対象利用者23人	(1日につき19単位を加算)	
	(10)夜間支援対象利用者24人	(1日につき18単位を加算)	
	(11)夜間支援対象利用者25人	(1日につき18単位を加算)	
	(12)夜間支援対象利用者26人	(1日につき17単位を加算)	
	(13)夜間支援対象利用者27人	(1日につき16単位を加算)	
	(14)夜間支援対象利用者28人	(1日につき16単位を加算)	
	(15)夜間支援対象利用者29人	(1日につき15単位を加算)	
	(16)夜間支援対象利用者30人	(1日につき15単位を加算)	
	へ 夜間支援等体制加算(VI)	(1)夜間支援対象利用者15人以下	(1日につき30単位を加算)
		(2)夜間支援対象利用者16人	(1日につき28単位を加算)
(3)夜間支援対象利用者17人		(1日につき26単位を加算)	
(4)夜間支援対象利用者18人		(1日につき25単位を加算)	
(5)夜間支援対象利用者19人		(1日につき23単位を加算)	
(6)夜間支援対象利用者20人		(1日につき22単位を加算)	
(7)夜間支援対象利用者21人		(1日につき21単位を加算)	
(8)夜間支援対象利用者22人		(1日につき20単位を加算)	
(9)夜間支援対象利用者23人		(1日につき19単位を加算)	
(10)夜間支援対象利用者24人		(1日につき18単位を加算)	
(11)夜間支援対象利用者25人		(1日につき18単位を加算)	
(12)夜間支援対象利用者26人		(1日につき17単位を加算)	
(13)夜間支援対象利用者27人		(1日につき16単位を加算)	
(14)夜間支援対象利用者28人		(1日につき16単位を加算)	
(15)夜間支援対象利用者29人		(1日につき15単位を加算)	
(16)夜間支援対象利用者30人		(1日につき15単位を加算)	

夜勤職員加配加算 (1日につき149単位を加算)

重度障害者支援加算  
 重度障害者支援加算(I) (1日につき360単位を加算)  
 重度障害者支援加算(II) (1日につき180単位を加算)

医療的ケア対応支援加算 (1日につき120単位を加算)

日中支援加算	イ 日中支援加算(I)	(1)日中支援対象利用者1人 (1日につき539単位を加算)
		(2)日中支援対象利用者2人以上 (1日につき270単位を加算)
	ロ 日中支援加算(II)	(1)日中支援対象利用者1人
		(一) 区分4、5、6 (1日につき539単位を加算)
		(二) 区分3以下 (1日につき270単位を加算)
		(2)日中支援対象利用者2人以上
		(一) 区分4、5、6 (1日につき270単位を加算)
		(二) 区分3以下 (1日につき135単位を加算)

自立生活支援加算 (入居中2回、退居後1回を限度として、500単位を加算)

入院時支援特別加算  
 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき561単位を加算)  
 入院期間が7日以上 (1回につき1,122単位を加算)

帰宅時支援加算  
 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき187単位を加算)  
 外泊期間が7日以上 (1回につき374単位を加算)

長期入院時支援特別加算  
 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき122単位を加算)  
 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき150単位を加算)  
 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき76単位を加算)

長期帰宅時支援加算  
 指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき40単位を加算)  
 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき50単位を加算)  
 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 (1日につき25単位を加算)

地域生活移行個別支援特別加算 (1日につき670単位を加算)

精神障害者地域移行特別加算 (1日につき300単位を加算)

強度行動障害者地域移行特別加算 (1日につき300単位を加算)

強度行動障害者体験利用加算 (1日につき400単位を加算)

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護・1時間未満	(1日につき32単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護・1時間以上2時間未満	(1日につき63単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	医療的ケアを必要としない利用者に対する看護・2時間以上	(1日につき125単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1)利用者が1人 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護	(1日につき800単位を加算)
		(2)利用者が2人 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護	(1日につき500単位を加算)
		(3)利用者が3人以上8人以下 医療的ケアを必要とする利用者に対する看護	(1日につき400単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)		※利用者で案分した単位数
ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)		(1日につき100単位を加算)	
ト 医療連携体制加算(Ⅶ)		(1日につき39単位を加算)	

通勤者生活支援加算 (1日につき18単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1)指定共同生活援助事業所の場	1月につき	+所定単位×86/1,000	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算との併給不可
		(2)日中サービス支援型指定共同生	1月につき	+所定単位×86/1,000	
		(3)外部サービス利用型指定共同生	1月につき	+所定単位×150/1,000	
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1)指定共同生活援助事業所の場	1月につき	+所定単位×63/1,000	
		(2)日中サービス支援型指定共同生	1月につき	+所定単位×63/1,000	
		(3)外部サービス利用型指定共同生	1月につき	+所定単位×110/1,000	
ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1)指定共同生活援助事業所の場	1月につき	+所定単位×35/1,000		
	(2)日中サービス支援型指定共同生	1月につき	+所定単位×35/1,000		
	(3)外部サービス利用型指定共同生	1月につき	+所定単位×61/1,000		

福祉・介護職員等特定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(1)指定共同生活援助事業所の場	1月につき	+所定単位×19/1,000	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善特別加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計
		(2)日中サービス支援型指定共同生	1月につき	+所定単位×19/1,000	
		(3)外部サービス利用型指定共同生	1月につき	+所定単位×19/1,000	
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(1)指定共同生活援助事業所の場	1月につき	+所定単位×16/1,000	
		(2)日中サービス支援型指定共同生	1月につき	+所定単位×16/1,000	
		(3)外部サービス利用型指定共同生	1月につき	+所定単位×16/1,000	

## 【国報酬】各種加算の概要について～概要～

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ
1	夜間支援等 体制加算	(Ⅰ)	2,3	30～ 672	必要	全員	日ごと	20
2		(Ⅱ)	1,3,4,5,6	15～ 112	必要	全員	日ごと	
3		(Ⅲ)	1,2,4,5,6	10	必要	全員	日ごと	
4		(Ⅳ)	2,3,5,6	30～ 60	必要	全員	日ごと	

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ
5	夜間支援等 体制加算	(V)	2,3,4,6	15～ 30	必要	全員	日ごと	21
6		(VI)	2,3,4,5	15～ 30	必要	全員	日ごと	
7	夜勤職員加配加算	1,2,3,4,5,6	149	必要	全員	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間支援を受けた者<b>全員</b>が算定対象</li> <li>・GH内で夜間支援を行った<b>日ごと</b>に算定可</li> <li>・<b>日中サービス支援型において、1名以上の夜勤職員を加配</b></li> </ul>	-

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ	
8	日中支援加算	(I)	270 /539	不要	特定者	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>高齢または重度の障害者</b>(65歳以上または障害支援区分4以上)であって<b>日中をGHの外で過ごすことが困難であると認められる利用者</b>が算定対象</li> <li>・日中支援を行った<b>日ごと</b>に算定可(ただし土、日、祝日は算定対象外)</li> <li>・基準上必要な世話人、生活支援員の員数に加えて<b>日中支援従事者を加配</b></li> <li>・<b>個別支援計画に基づいて</b>日中に支援を行うこと</li> <li>・日中支援対象利用者数により報酬が異なる</li> </ul>	-	
9		(II)	135~ 539	不要	特定者	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日中活動サービスの支給決定を受けている利用者又は就労している利用者等のうち、心身の状況等により<b>予定していた日中活動先等を利用できなかった者</b>が算定対象</li> <li>・日中支援を行った<b>日ごと</b>に算定可(ただし、月のうち2日目までは算定できない)</li> <li>・<b>個別支援計画に基づいて</b>日中に支援を行うこと</li> <li>・基準上必要な世話人、生活支援員の員数に加えて<b>日中支援従事者を加配</b></li> <li>・日中支援対象利用者数及び障害支援区分により報酬が異なる</li> </ul>	-	
10	福祉専門職員配置等加算	(I)	11,12	10	<b>必要</b>	全員	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本報酬を算定している利用者<b>全員</b>が算定対象</li> <li>・都に届け出た適用開始日以降、<b>日ごと</b>に算定可</li> <li>・<b>常勤</b>の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理師の<b>資格保有者が35%以上</b>雇用されていること</li> </ul>	22
11		(II)	10,12	7	<b>必要</b>	全員	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本報酬を算定している利用者<b>全員</b>が算定対象</li> <li>・都に届け出た適用開始日以降、<b>日ごと</b>に算定可</li> <li>・<b>常勤</b>の世話人又は生活支援員のうち、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理師の<b>資格保有者が25%以上</b>雇用されていること</li> </ul>	
12		(III)	10,11	4	<b>必要</b>	全員	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本報酬を算定している利用者<b>全員</b>が算定対象</li> <li>・都に届け出た適用開始日以降、<b>日ごと</b>に算定可</li> <li>・世話人又は生活支援員のうち、<b>常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上</b>であること</li> <li>(勤続3年以上とは、加算申請を行う前月末日時点までの期間とし、同法人の他の障害福祉サービス事業所等の従事期間も含めることができる)</li> </ul>	

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ	
13	入院時支援特別加算	14	561/ 1,122	不要	特定者	月1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者</b>が算定対象</li> <li>・入院した利用者を支援した<b>月に1回</b>に限り算定可 (ただし、入退院日を除く入院期間が月に2日以内だと算定不可)</li> <li>・<b>個別支援計画に基づき、事業所の従業員が病院又は診療所を(入院期間が7日未満なら1回以上、7日以上なら2回以上)訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行い、その支援内容を記録しておく必要あり</b></li> <li>・入院期間により報酬が異なる</li> </ul>	23	
14	長期入院時支援特別加算	介護サービス包括型	13	122	不要	特定者	日ごと		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者</b>が算定対象</li> <li>・入退院日を除く入院期間について、<b>日ごとに算定可</b> (ただし、月のうち2日目までは算定できない。また、1回の入院で最大3月まで算定可能)</li> <li>・<b>個別支援計画に基づき、事業所の従業員が原則週に1回以上病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行い、その支援内容を記録しておくこと</b></li> <li>・事業所の類型により報酬が異なる</li> </ul>
		日中サービス支援型	13	150	不要	特定者	日ごと		
		外部サービス利用型	13	76	不要	特定者	日ごと		
15	帰宅時支援加算	16	187/ 374	不要	特定者	月1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>利用者が家族等の居宅等への帰省等し、これを支援した場合に、当該利用者につき月に1回</b>に限り算定可(ただし、外泊初日及び最終日を除く外泊期間が月に2日以内だと算定不可)</li> <li>・<b>個別支援計画に基づき、事業所が利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行うこと</b></li> <li>・帰省期間中に家族等との連携により、<b>居宅等における生活状況等</b>を十分把握するとともに、その<b>内容を記録</b>しておくこと</li> <li>・外泊期間により報酬が異なる</li> </ul>		
16	長期帰宅時支援加算	介護サービス包括型	15	40	不要	特定者	日ごと		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外泊初日及び最終日を除く外泊期間について、<b>日ごとに算定可</b> (ただし、月のうち2日目までは算定できない。また、1回の外泊で最大3月まで算定可能)</li> <li>・<b>個別支援計画に基づき、利用者が家族等の居宅等へ長期間外泊した場合、利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行うこと</b></li> <li>・帰省期間中に家族等との連携により、<b>居宅等における生活状況等</b>を十分把握するとともに、その<b>内容を記録</b>しておくこと</li> <li>・事業所の類型により報酬が異なる</li> </ul>
		日中サービス支援型	15	50	不要	特定者	日ごと		
		外部サービス利用型	15	25	不要	特定者	日ごと		



No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ	
17	医療連携体制加算	(I)	26,29,18,19	32	不要	特定者	日ごと 医療的ケアを必要としない利用者に対し、医療機関との連携により、訪問した看護職員が看護の提供等を行った場合に、看護の提供を受けた利用者につき日ごとに算定可 ・1回の訪問につき利用者8人まで算定可 (看護提供が1時間未満の場合)	24 25	
18		(II)	17,19,26,29	63	不要	特定者	日ごと 医療的ケアを必要としない利用者に対し、医療機関との連携により、訪問した看護職員が看護の提供等を行った場合に、看護の提供を受けた利用者につき日ごとに算定可 ・1回の訪問につき利用者8人まで算定可 (看護提供が1時間以上2時間未満の場合)		
19		(III)	17,18,26,29	125	不要	特定者	日ごと 医療的ケアを必要としない利用者に対し、医療機関との連携により、訪問した看護職員が看護の提供等を行った場合に、看護の提供を受けた利用者につき日ごとに算定可 ・1回の訪問につき利用者8人まで算定可 (看護提供が2時間以上の場合)		
20		(IV)	(1)	17,18,19,20,22,26,29	800	不要	特定者		日ごと 医療的ケアを必要とする利用者に対し、医療機関との連携により、訪問した看護職員が看護の提供等を行った場合に、看護の提供を受けた利用者につき日ごとに算定可 ・1回の訪問につき利用者8人まで算定可 (対象者が1名の場合)
21			(2)	17,18,19,20,22,26,29	500	不要	特定者		日ごと 医療的ケアを必要とする利用者に対し、医療機関との連携により、訪問した看護職員が看護の提供等を行った場合に、看護の提供を受けた利用者につき日ごとに算定可 ・1回の訪問につき利用者8人まで算定可 (対象者が2名の場合)
22			(3)	17,18,19,20,21,26,29	400	不要	特定者		日ごと 医療的ケアを必要とする利用者に対し、医療機関との連携により、訪問した看護職員が看護の提供等を行った場合に、看護の提供を受けた利用者につき日ごとに算定可 ・1回の訪問につき利用者8人まで算定可 (対象者が3名～8名の場合)
23		(V)	26,29	500	不要	特定者	日ごと 医療機関との連携により、訪問した看護職員が介護職員等にたんの吸引等に係る指導のみを行った場合に、たんの吸引等が必要となる利用者につき日ごとに算定 (看護職員1人1日当たり)		
24		(VI)	17,18,19,20,21,22,26,29	100	不要	特定者	日ごと 研修を修了した介護職員等がたんの吸引等を実施した場合に、たんの吸引等を行った利用者につき日ごとに算定可		24

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ	
25	医療連携体制加算	(VII)	26,29	39	必要	全員 (上限有り)	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本報酬を算定している利用者が算定対象</li> <li><b>※看護師1人につき、算定可能な利用者数は20人まで。</b></li> <li>都に届け出た適用開始日以降、<b>日ごと</b>に算定可</li> <li><b>看護師を配置</b>(看護資格を有するGH従事者の配置でも可)</li> <li><b>または訪問stとの契約により看護師を確保</b>(准看護師は不可)</li> <li>看護師により24時間連絡できる体制を確保すること</li> <li>日常的な健康管理、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備すること</li> </ul>	26
26	看護職員配置加算		17,18,19,20,21,22,23,25	70	必要	全員	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本報酬を算定している利用者<b>全員</b>が算定対象</li> <li>都に届け出た適用開始日以降、<b>日ごと</b>に算定可</li> <li>基準上必要なGH従事者に加えて、看護職員(<b>保健師、看護師、准看護師</b>)を<b>常勤換算方法で1以上かつ利用者の数を20で割った数以上</b>配置</li> <li>日常的な利用者の健康管理、看護の提供、喀痰吸引等に係る指導、医療機関との連絡調整等を行うこと</li> </ul>	26
27	重度障害者支援加算	(I)	28,29,30,31	360	必要	特定者	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度障害者(<b>重度障害者等包括支援の対象となる者</b>。受給者証で確認可)が算定対象</li> <li>生活支援員について、基準上必要な員数に加え、適切な支援を行える数を<b>加配</b></li> <li><b>強度行動障害支援者養成研修(実践研修)等を修了したサービス管理責任者又は生活支援員を1以上</b>配置</li> <li>行動障害を有する者がいる場合等に支援計画シート等の作成が必要</li> <li><b>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)等を修了した生活支援員を20%以上</b>の割合で配置</li> </ul>	27
28		(II)	27,30,31	180	必要	特定者	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>強度行動障害を有する障害者(障害支援区分4以上であって重度障害者等包括支援の対象となる者。受給者証で確認可)が算定対象</li> <li>生活支援員について、基準上必要な員数に加え、適切な支援を行える数を<b>加配</b></li> <li><b>強度行動障害支援者養成研修(実践研修)等を修了したサービス管理責任者又は生活支援員を1以上</b>配置</li> <li>行動障害を有する者がいる場合等に支援計画シート等の作成が必要</li> <li><b>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)等を修了した生活支援員を20%以上</b>の割合で配置</li> </ul>	28

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ
29	医療的ケア対応支援加算	17,18,19,20,21,22,24,25・27	120	必要	特定者	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準上必要なGH従事者に加えて、看護職員（<b>保健師、看護師、准看護師</b>）を<b>常勤換算方法で1以上</b>配置</li> <li>・医療的ケアが必要な利用者が算定対象</li> </ul>	-
30	強度行動障害者体験利用加算	27,28	400	必要	特定者	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・強度行動障害を有し体験利用サービスを利用した利用者が算定対象</li> <li>・<b>強度行動障害支援者養成研修(実践研修)等を修了したサービス管理責任者又は生活支援員を1以上</b>配置</li> <li>・行動障害を有する者がいる場合等に支援計画シート等の作成が必要</li> <li>・<b>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)等を修了した生活支援員を20%以上</b>の割合で配置</li> </ul>	-

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ
31	強度行動障害者 地域移行特別加算	27,28	300	必要	特定者	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>障害者支援施設等に1年以上入所していた強度行動障害を有する者</b>に対し、<b>退所後1年以内に限り日ごと</b>に算定可</li> <li>・<b>強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了したサービス管理責任者又は生活支援員を1以上配置</b></li> <li>・<b>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)又は行動援護従業者養成研修を修了した生活支援員を20%以上の割合で配置</b></li> <li>・<b>個別支援計画に基づき</b>、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行うこと</li> </ul>	-
32	精神障害者 地域移行特別加算	33	300	必要	特定者	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>精神科病院に1年以上入院していた精神障害者</b>に対し、<b>退院後1年以内に限り日ごと</b>に算定可</li> <li>・<b>社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師等の資格を有するサービス管理責任者</b>を配置</li> <li>・精神科病院との日常的な連携(通院支援)、対象利用者との定期及び随時の面談、日中活動の選択、利用、定着支援その他必要な支援を行うこと</li> <li>・運営規程に定める主たる対象とする障害者に精神障害者を含んでいる</li> </ul>	-
33	地域生活移行 個別支援特別加算	32	670	必要	特定者	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者又は矯正施設等を退所等してから3年を経過していない者等</b>で、<b>保護観察所等との調整により利用を開始した者</b>が算定対象</li> <li>・<b>3年以内</b>の期間において、<b>日ごと</b>に算定可</li> <li>・<b>社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師を配置</b>し、当該有資格者による指導体制を整えること</li> <li>・適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置</li> <li>・GH従業者に対し、医療観察法に基づく通院決定を受けている者又は刑事施設等を釈放された障害者の支援に関する研修を年1回以上開催すること(毎年都へ報告が必要)</li> <li>・保護観察所、精神保健福祉センター等との協力体制を整えていること</li> <li>・<b>個別支援計画に基づき</b>、地域で生活するために必要な相談援助等を行うこと</li> </ul>	29
34	自立生活支援加算		500	不要	特定者	退去前 2回 退去後 1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>居宅における単身等での生活が可能と見込まれる利用者</b>の退去に先立って、退去後の生活の相談援助を行い、退去後に生活する居宅を訪問し、各種連絡調整等を行った場合に、<b>入居中2回を限度</b>として算定可</li> <li>・退去後30日以内に、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、<b>退去後1回を限度</b>として算定可</li> <li>・行った相談援助、連絡調整等について記録を作成すること</li> </ul>	-

No.	加算の種類	併用不可の加算の番号	単位	届出	算定対象	算定方法	主な要件	参照ページ
35	通勤者生活支援加算		18	必要	全員	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>一般就労</b>(就労移行支援、就労継続支援は除く)している利用者が<b>50%以上を占める場合</b>に、利用者<b>全員</b>につき<b>日ごと</b>に算定可</li> <li>・利用者の自活に向けた支援の質の向上を図るため、主に日中において、職場での対人関係の調整や相談・援助、金銭管理の指導等、日常生活上の支援を行うこと</li> </ul>	-
36	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算		41	必要	全員	日ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>視覚、聴覚、言語障害のある利用者が全利用者の30%以上を占めている場合</b>に、利用者<b>全員</b>につき<b>日ごと</b>に算定可</li> <li>・<b>視覚障害者等との意思疎通に専門性を有する職員を一定数加配</b>すること</li> </ul>	-
37	福祉・介護職員処遇改善(特別)加算		※	必要	全員	日ごと	厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が、利用者に対して、サービスを行った場合に算定	30 32
38	福祉・介護職員等特定処遇改善加算		※	必要	全員	日ごと	厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た事業所が、利用者に対して、サービスを行った場合に算定	31 32

※加算類型及びサービス類型による

手続き等の窓口は**処遇改善加算担当(障害福祉)**になります。  
 連絡先: 03-5320-4230  
 (居住支援担当への手続きだけでは算定できません)

上記は主な要件を抜粋し、簡略化したものです。  
 実際の算定にあたっては、必ず全ての要件を確認してください。

# 夜間支援等体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)

※ 日中サービス支援型は算定できない

## 夜間支援等体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)について

### 【夜間支援等体制加算(Ⅰ)と(Ⅱ)の違い】

- (Ⅱ)・・・基本的に、夜間に支援が必要な利用者が居住するグループホームに宿直を行う夜間支援従事者を配置。夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の收受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。
- (Ⅰ)・・・●上記の内容に加え、就寝準備の確認、寝返りや排泄の支援等を行うこととし、支援の内容について個々の利用者ごとに個別支援計画に位置付ける。
  - 夜勤を行う専従の夜間支援従事者を配置する。

### 【算定方法】

- 1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。
- 原則として、夜間支援対象利用者数＝前年度の平均利用者総数(前年度の全利用者の延べ数÷前年度の開所日数)となる。ただし、年度途中で新規開設、ユニット増、定員の増があった場合には、増えた定員数×90%を夜間支援対象利用者数として加える。
  - ※前年度の利用者数については、入居した日を含み、退去した日を含めずに、在籍している日数をカウントする(入院中や帰省中も含める)。

### 【その他】

- 夜間の時間帯は法人が定める(ただし、午後10時から午前5時までは最低限含むこととする)。
- 都夜間加算は、国夜間支援等体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出をもって認定する。
- 日単位で(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかの算定が可能

例

一人の夜間支援従事者(ユニットA常駐)が2ユニットの利用者を支援している場合。



【夜間支援等体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)について】  
○現利用者数は計14人(ユニットA7人+ユニットB7人)だが、「11人以上13人以下体制」(夜間支援対象利用者数ユニットA7人+ユニットB6人=13人)の報酬を算定

## 夜間支援等体制加算(Ⅲ)について

夜間防災体制又は常時の連絡体制を確保している場合に算定可能

夜間防災体制の確保とは・・・警備会社と警備業務委託契約の締結が必要  
常時の連絡体制の確保とは・・・以下のいずれかが必要

- (1)職員が常駐 (2)携帯電話等により夜間の連絡体制を確保
- (3)夜間支援を委託されたものにより連絡体制を確保

※緊急時の連絡先や連絡方法を運営規程に定め、住居内に掲示が必要

### 【算定方法】

- 上記の体制を確保しているユニットの利用者全員に10単位を算定
- (Ⅰ)及び(Ⅱ)との併算定は不可

## 【(Ⅰ)、(Ⅱ)における夜間支援対象利用者数の見直しについて】

夜間支援対象利用者数については、毎年年度当初に見直しを行う必要があります。ユニットの開設時期又は最後に定員を増やした時期に応じて以下のとおり見直しを行い、夜間支援対象利用者数に変更が生じる場合は届出を行ってください。

4月1日時点において、ユニットを開設した時点又は最後に定員を増やした時点から、

- (1)1年以上が経過している場合  
→前年度1年間の平均利用者数を夜間支援対象利用者数とする
- (2)6ヶ月以上1年未満が経過している場合  
→直近6ヶ月間の平均利用者数を夜間支援対象利用者数とする
- (3)6ヶ月未満しか経過していない場合  
→定員数×90%を夜間支援対象利用者数とする

※年度途中においても、ユニット増や定員増があった場合は、夜間支援対象利用者数を変更してください。  
※定員を減少する場合は、減少後3ヶ月分の平均利用者数により、変更が生じる場合は届出を行います。

# 夜間支援等体制加算(Ⅳ)(Ⅴ)(Ⅵ)

※ 日中サービス支援型は算定できない

## 夜間支援等体制加算(Ⅳ)、(Ⅴ)、(Ⅵ)について

例：夜間(Ⅳ)

夜間支援体制(Ⅰ)を取得し、常駐する夜間支援従事者が各1人いるA・B・Cユニットに対して、夜間支援従事者1名が巡回を行う場合

※夜間勤務時間は22:00~5:00

### 【夜間支援等体制加算(Ⅳ)・(Ⅴ)・(Ⅵ)】

(Ⅳ)・・・夜間に支援が必要な利用者が居住するグループホームに夜勤を行う夜間支援従事者を配置する夜間支援体制(Ⅰ)を取得している住居に対して、更に、**夜間支援体制時間の全てを通して**、夜勤を行う夜間支援従事者を1名以上巡回させる。

当該巡回夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や利用者の排せつ・移動支援、電話の收受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行う。

例) 各住居に常駐する夜間支援従事者の休憩時間の間、当該住居の利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や利用者の排せつ・移動支援、電話の收受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行う。

(Ⅴ)・・・夜間に支援が必要な利用者が居住するグループホームに夜勤を行う夜間支援従事者を配置する夜間支援体制(Ⅰ)を取得している住居に対して、更に、**夜間支援体制時間の一部の時間帯(2時間以上)において**、夜勤を行う夜間支援従事者を1名以上巡回させる。

当該巡回夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や利用者の排せつ・移動支援、電話の收受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行う。

例) 1つまたは複数の住居において、特に複数の夜間支援従事者による支援が必要な重度の利用者がいる場合などに、当該利用者の支援を行う時間帯にサポートに入る。

(Ⅵ)・・・夜間に支援が必要な利用者が居住するグループホームに夜勤を行う夜間支援従事者を配置する夜間支援体制(Ⅰ)を取得している住居に対して、更に、**夜間支援体制時間の全てを通して**、**宿直対応を行う夜間支援従事者**を1名以上巡回させる。

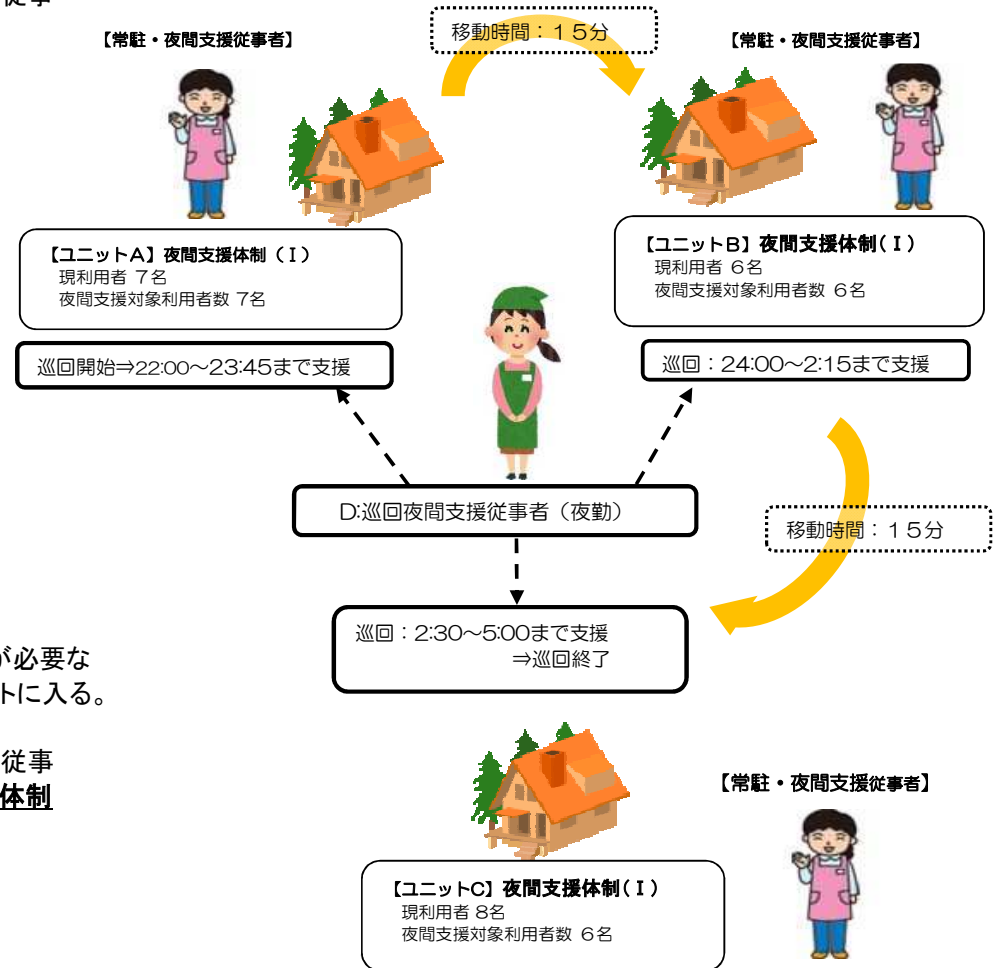
当該巡回夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や利用者の排せつ・移動支援、電話の收受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行う。

### 【夜間支援等体制加算対象者】

○夜間支援対象利用者数

例の場合、ユニットA・7名+ユニットB・6名+ユニットC・6名=19名となる。

なお、**巡回夜間支援従事者1人について算定できる夜間支援対象者数は、30人を上限とする。**



# 福祉専門職員配置等加算

## ■加算概要

- 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 10単位 … **常勤**の世話人又は生活支援員について、**資格保有者(※)を35%以上雇用**
- 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 7単位 … **常勤**の世話人又は生活支援員について、**資格保有者(※)を25%以上雇用**  
 ※対象資格：社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・公認心理師
- 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 4単位 … 世話人又は生活支援員のうち、**①75%以上が常勤職員** 又は  
**②常勤者のうち勤続3年以上の者が30%以上**

## ■具体的な考え方

「**常勤**」：各事業所において定められる**常勤従業者が勤務すべき時間数に達している従業者**であり、正規・非正規の別は問わない  
 ※**兼務がある場合**、当該事業所の直接処遇職員として**1週間の勤務時間の2分の1を超える時間**従事していれば、一人の常勤の直接処遇職員として評価される。ただし、(Ⅲ)①に限り、2分の1以下でも常勤として評価する。

(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)②の常勤者

### 【例】

職種	職員	勤務形態	勤務場所	資格	勤務時間数							週の合計勤務時間	常勤換算	兼務の内容	常勤者	うち、有資格者	備考
					月	火	水	木	金	土	日						
世話人	A	常勤・専従	Aユニット	精神保健福祉士	8	8		8	8	8		40	3.4		○	○	
	B	常勤・兼務	Bユニット	作業療法士	8		8	4	4		8	32		夜間支援員(8時間)	○		作業療法士は対象資格に含まれない
	C	常勤・兼務	全ユニット	社会福祉士			8			8		16		サービス管理責任者(24時間)			週20時間以下のため常勤者に数えない
	D	常勤・兼務	全ユニット			4	4	8		4	4	24		夜間支援員(16時間)	○		週20時間を超えるため常勤者に数える
	F	非常勤・専従	全ユニット	精神保健福祉士		8				8	8	24					週の合計勤務時間が40時間に達してない
生活支援員	G	非常勤・兼務	全ユニット		4	4			4	4		16	0.8	夜間支援員(16時間)			週の合計勤務時間が40時間に達してない
	H	非常勤・兼務	全ユニット		4		4	4			4	16	夜間支援員(16時間)			週の合計勤務時間が40時間に達してない	

(Ⅲ)①の常勤職員

※就業規則に定める常勤者の勤務時間数：週40時間 ⇒ (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)②については法人内で40時間勤務のある職員のうち、半分の20時間を超えて配置されている常勤職員を常勤者とする

※サービス管理責任者や夜間支援員として従事している時間は、世話人または生活支援員の勤務時間数には含まれない。

☆ 常勤有資格者(A) / 常勤者(A, B, D) = 1 / 3 = 0.333... ⇒ 25%以上35%未満なので、福祉専門職員等配置加算(Ⅱ)を算定可

## ■留意事項

- (Ⅲ)①の計算方法 … 全ての常勤の直接処遇職員の数(勤務時間を問わない) / 直接処遇職員の常勤換算方法での総数  
 【上の例】 4 / 4.2 ÷ 95.2% ≥ 75%
- (Ⅲ)②の「勤続3年以上」 … 加算申請を行う前月末日時点までの期間  
 (同法人の他の障害福祉サービス事業所等の従事期間も含めることができる)



# (長期)帰宅時支援加算、(長期)入院時支援特別加算

## ■加算単位数

- ・帰宅時支援加算 ①月の帰宅期間の日数の合計が3日以上7日未満 … 187単位/月  
②月の帰宅期間の日数の合計が7日以上 … 374単位/月
- ・長期帰宅時支援加算 ①介護サービス包括型 … 40単位/日  
②日中サービス支援型 … 50単位/日  
③外部サービス利用型 … 25単位/日
- ・入院時支援特別加算 ①月の入院期間の日数の合計が3日以上7日未満 … 561単位/月  
②月の入院期間の日数の合計が7日以上 … 1,122単位/月
- ・長期入院時支援特別加算 ①介護サービス包括型 … 122単位/日  
②日中サービス支援型 … 151単位/日  
③外部サービス利用型 … 76単位/日

## ＜留意事項＞

- ・(長期)帰宅時支援加算  
「家族等の居宅等への帰省等」が要件であるため、単に外泊しただけでは算定対象とならない。
- ・帰宅初日、帰宅最終日、入退院日  
グループホーム内での支援があれば、**基本報酬の算定が可能**となるため、それぞれ帰宅期間や入院期間には含めない。

## ■具体的な考え方

### 【例①】 帰宅時支援加算の算定

※毎週金曜の夕方通所先から帰宅、月曜の朝通所し、夕方通所先からGHに戻るケース

⇒ **帰宅期間9日間**なので、**7日以上**の単位を算定

月	火	水	木	金	土	日
				1 帰宅 (基本報酬)	2 帰宅期間 ①	3 帰宅期間 ②
4 GHに戻る (基本報酬)	5 GH (基本報酬)	6 GH (基本報酬)	7 GH (基本報酬)	8 帰宅 (基本報酬)	9 帰宅期間 ③	10 帰宅期間 ④
11 GHに戻る (基本報酬)	12 GH (基本報酬)	13 GH (基本報酬)	14 GH (基本報酬)	15 帰宅 (基本報酬)	16 帰宅期間 ⑤	17 帰宅期間 ⑥
18 GHに戻る (基本報酬)	19 GH (基本報酬)	20 GH (基本報酬)	21 GH (基本報酬)	22 帰宅 (基本報酬)	23 帰宅期間 ⑦	24 帰宅期間 ⑧
25 GHに戻る (基本報酬)	26 GH (基本報酬)	27 GH (基本報酬)	28 GH (基本報酬)	29 帰宅 (基本報酬)	30 帰宅期間 ⑨	

### 【例②】 入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算の算定

※入院日:4月21日、退院日:6月19日 (介護サービス包括型事業所)

⇒ 4月…入院時支援特別加算、5、6月…長期入院時支援特別加算

- 4月21日 … 基本報酬(入院日)
- 4月22日 ~ 4月30日 … **入院時支援特別加算**(1,122単位/月)を選択(9日間)
- 5月1日 ~ 5月2日 … 加算算定対象外
- 5月3日 ~ 5月31日 … **長期入院時支援特別加算**(122単位/日)を選択(29日間)
- 6月1日 ~ 6月2日 … 加算算定対象外
- 6月3日 ~ 6月18日 … **長期入院時支援特別加算**(122単位/日)を選択(16日間)
- 6月19日 … 基本報酬(退院日)

4月については、長期入院時支援特別加算での算定も可能ですが、入院時支援特別加算を算定した場合よりも低い単位となります。

$$122\text{単位} \times (9-2)\text{日} = 854\text{単位} \leq 1,122\text{単位}$$

# 医療連携体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)、(Ⅳ)、(Ⅴ)、(Ⅵ)

## 医療連携体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)

医療的ケアを必要としない利用者に対して、医療機関等との連携により、看護職員をグループホームに訪問させ、当該看護職員が一人の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき加算する。

※1回の訪問につき8名を限度とする。

- (Ⅰ) 看護提供が1時間未満
- (Ⅱ) 看護提供が1時間以上2時間未満
- (Ⅲ) 看護提供が2時間以上

## 医療連携体制加算(Ⅳ)

看護職員が医療的ケアを必要とする利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき加算する。

※1回の訪問につき8名を限度とする。

- (1) 看護提供対象者が1名
- (2) 看護提供対象者が2名
- (3) 看護提供対象者が3名以上

## 医療連携体制加算(Ⅴ)

看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき加算する。

## 医療連携体制加算(Ⅵ)

喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき加算する。

### 医療連携体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)、(Ⅳ)、(Ⅴ)に関する共通事項

- 看護職員配置加算を算定している場合は算定できない。
- あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について、医療機関等と委託契約を締結する。
- 連携する医療機関から看護の提供等に関する指示を受ける。
- 当該障害者に関する必要な情報を、保護者・主治医等を通じてあらかじめ入手し、本人の同意を得て連携する医療機関等に提供するよう努める。
- 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設等に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守したうえで、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。
- 必要となる衛生材料、医薬品等の費用はグループホームが負担する。  
なお、医療保険の算定対象となる医薬品等については、適正な診療報酬を請求すること。  
(「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」参照)

## 医療連携体制加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ ～図解

医療機関等



委託契約

事業所



- 委託契約を締結した医師から看護の提供や指導等に関する指示を受ける。

- あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結する。
- 利用者に関する必要な情報を提供する。
- 看護師は事業所で雇用した者でも可(※)
- 委託契約締結した病院の医師から看護師に指示をもらう。

- 利用者に関する必要な情報を保護者等、主治医等を通じあらかじめ入手し、医療機関への提供について本人へ同意を得る。

主治医

利用者

- 病院の医師の指示を受け利用者に医療的ケアを行う。

※保健師・看護師・准看護師の資格を有する者が医療的ケア又は喀痰吸引等に係る指導を行った場合についても加算の対象になる。(その場合は当該業務に係る勤務時間は基準上必要な常勤換算の時間数には含めないこと)  
(平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL. 3)

# 医療連携体制加算(Ⅶ)、看護職員配置加算

■ 看護職員の配置に関する加算については、以下のとおりです。

	医療連携体制加算(Ⅶ)	看護職員配置加算
単位	39単位	70単位
資格	看護師 ※准看護師は対象外	看護職員(保健師、看護師、准看護師)
配置方法	事業所の職員として配置(世話人等としての配置も可、他事業所の職員との併任可)または訪問看護ステーション等との提携等により、必要な時間看護師を確保する。 <u>看護師1人につき、算定可能な利用者数は20人を上限とする。</u>	基準上必要とされる世話人等の配置に加え、専従の看護職員を常勤換算方法で1以上かつ利用者数を20で除した数以上配置する。
その他の要件	<p>○看護師により24時間連絡できる体制を確保</p> <p>○行うべき具体的なサービス</p> <p>以下の業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対する日常的な健康管理</li> <li>・通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整</li> </ul> <p>※単に「オンコール体制」をとるだけでは算定不可</p> <p>○「重度化した場合における対応に係る指針」の作成</p> <p>盛り込むべき項目例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①急性期における医師や医療機関との連携体制</li> <li>②入院期間中におけるGHにおける家賃や食材料費の取扱い など</li> </ul> <p>※重要事項説明書に盛り込むなど、書面として整備し、利用者の入居に際して説明しておくことが重要</p>	<p>○利用者の状況に応じて以下の支援を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者に対する日常的な健康管理</li> <li>・医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等(喀痰吸引等に係る指導を含む)</li> <li>・定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の支援</li> <li>・看護職員による常時の連絡体制の確保</li> <li>・重度化した利用者への対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意</li> </ul> <p>○「重度化した場合における対応に係る指針」の作成</p> <p>盛り込むべき項目例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①急性期における医師や医療機関との連携体制</li> <li>②入院期間中におけるGHにおける家賃や食材料費の取扱い など</li> </ul> <p>※重要事項説明書に盛り込むなど、書面として整備し、利用者の入居に際して説明しておくことが重要</p>
留意事項	看護職員配置加算との併用は不可	医療連携体制加算(Ⅰ)～(Ⅴ)及び(Ⅶ)との併用は不可
届出時の必要書類	第2号様式、付表7、別紙1、別紙17、看護師の資格証または訪問看護ステーション等との契約書等の写し、重度化対応の指針、職員配置状況確認調査票(看護師を雇用した場合)	第2号様式、付表7、別紙1、別紙32、看護職員の資格証の写し、重度化対応の指針、職員配置状況確認調査票

# 重度障害者支援加算 I

■ 重度障害者支援加算 360単位/日 : 重度障害者（**重度障害者等包括支援の対象となる者。受給者証で確認可**）が算定対象

別紙18			
共同生活援助の重度障害者支援加算に係る届出書 (兼・令和3年度強度行動障害支援者養成研修等受講計画)			
共同生活援助の重度障害者支援加算に係る届出書 (兼・令和3年度強度行動障害支援者養成研修等受講計画)			
事業所の名称			
事業所の所在地			
連絡先	電話番号	担当者名	
	FAX番号		
重度障害者支援加算 (I) <span style="float: right;">②</span>			
職員配置		研修の受講状況	
職種	氏名	強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)	強度行動障害支援者養成研修(実践研修)
サービス管理責任者	○○ ○○	有	有
生活支援員	○○ ○○		
生活支援員	○○ ○○	有	
生活支援員	○○ ○○		看護師資格保有
生活支援員	○○ ○○		
生活支援員	○○ ○○		
生活支援員	○○ ○○		
生活支援員	○○ ○○		
生活支援員	○○ ○○		
今年度の研修要件①(※1)を満たしている者の数		うち今年度の研修要件②(※2)を満たしている者の数及び割合	
1		2 (25%)	
生活支援員の数			
8			
※1) サービス管理責任者又は生活支援員のうち1名以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践)又は喀痰吸引等研修(第2号)修了者であること。 ※2) 生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎)又は喀痰吸引等研修(第3号)修了者であること。			

## ＜研修要件①＞

サービス管理責任者又は生活支援員のうち1名以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践)又は喀痰吸引等研修(第2号)修了者であること。

⇒ ①'の欄が1以上となればよい

+

## ＜研修要件②＞

生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎)又は喀痰吸引等研修(第3号)修了者であること。

⇒ ②'の欄が20%以上となればよい

注1 職員配置欄には、当該事業所の**全てのサービス管理責任者、生活支援員を記載**してください。サービス管理責任者と生活支援員を兼務している場合は、同じ者であっても、サービス管理責任者と生活支援員それぞれ別に記載してください。

注2 職員が看護師又は准看護師の場合は「喀痰吸引等研修」欄に「看護師」若しくは「准看護師」と記載してください。

注3 職員が既に**重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程**を修了している場合は、強度行動障害支援者養成研修(基礎)を修了、職員が既に**行動援護従業者養成研修**の課程を修了している場合は、強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践)を修了として「強度行動障害者支援者養成研修」欄に「有」と記載してください。

# 重度障害者支援加算Ⅱ

■ 重度障害者支援加算 180単位/日 : 重度障害者(障害区分4以上の強度行動障害を有する者等)が算定対象

別紙18			
共同生活援助の重度障害者支援加算に係る届出書 (兼・令和3年度強度行動障害支援者養成研修等受講計画)			
事業所の名称			
事業所の所在地			
連絡先	電話番号	担当 者名	
	FAX番号		
重度障害者支援加算(Ⅱ)			
職員配置		研修の受講状況	
職種	氏名	強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修)	強度行動障害支援者養成研修 (実践研修)
サービス管理責任者	〇〇 〇〇	有	有
生活支援員	〇〇 〇〇		
生活支援員	〇〇 〇〇	有	有
生活支援員	〇〇 〇〇	有	有
生活支援員	〇〇 〇〇		②
生活支援員	〇〇 〇〇		
		①	
今年度の研修要件①(※3) を満たしている者の数		うち今年度の研修要件②(※4) を満たしている者の数及び割合	
1		2 (40%)	

①'

②'

## <研修要件①>

サービス管理責任者又は生活支援員のうち1名以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践)修了者であること。

⇒ ①'の欄が1以上となればよい

+

## <研修要件②>

生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎)修了者であること。

⇒ ②'欄が20%以上となればよい

注1 職員配置欄には、当該事業所の**全てのサービス管理責任者、生活支援員を記載**してください。サービス管理責任者と生活支援員を兼務している場合は、同じ者であっても、サービス管理責任者と生活支援員それぞれ別に記載してください。

注2 職員が既に**重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程**を修了している場合は、強度行動障害支援者養成研修(基礎)を修了、職員が既に**行動援護従業者養成研修**の課程を修了している場合は、強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践)を修了として「強度行動障害者支援者養成研修」欄に「有」と記載してください。

# 地域生活移行個別支援特別加算

## 国算定要件

### 対象者要件

以下の2つの条件をすべて満たす者

- ① 医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者又は矯正施設(刑務所等)若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放の後、3年を経過していない者
- ② 保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、グループホームを利用することになった者

### 支援内容

- ① 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた、個別支援計画の作成
- ② 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催
- ③ 日常生活や人間関係に関する助言
- ④ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援
- ⑤ 日中活動の場における緊急時の対応
- ⑥ その他必要な支援

### 施設要件

- ① 適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること(※)
- ② 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されているとともに、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること
- ③ 従業者に対して、医療観察法に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること
- ④ 研修は、原則として事業所の従業者全員を対象に行われること
- ⑤ 加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等についての研修であること
- ⑥ 矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うこと
- ⑦ 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること

## ※「適切な支援を行うために必要な数の世話人」について、都としては、以下のような人員配置を想定

- ①「事業所の定員」と「事業所の常勤有資格者数」の比率は「6:1」以上に厚くすることが望ましい。  
(有資格者が中心となって支援する旨規定されていることを考慮すると、利用者6名に対して、常勤の有資格者1名相当が確保されていることが望ましい。)
- ②「事業所内の全ユニット数」と「事業所の常勤有資格者数」の比率は「1:1」以上が望ましい。  
(有資格者が中心となって支援する旨規定されていることを考慮すると、1つのユニットに1名以上、常勤の有資格者が配置されていることが望ましい。)
- ③事業所全体の人員配置基準については、「4:1」(I型)以上が望ましい。  
(職員の経歴等、事業所の支援体制に支障がないと判断できる場合は、この限りではない。)

※基本的に上記①②③の内容をすべて満たしていることが望ましいが、満たしていない場合は、別途適切な支援を行うに足る配置ができているかどうか、確認します。

# 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算等について

## 福祉・介護職員処遇改善加算について

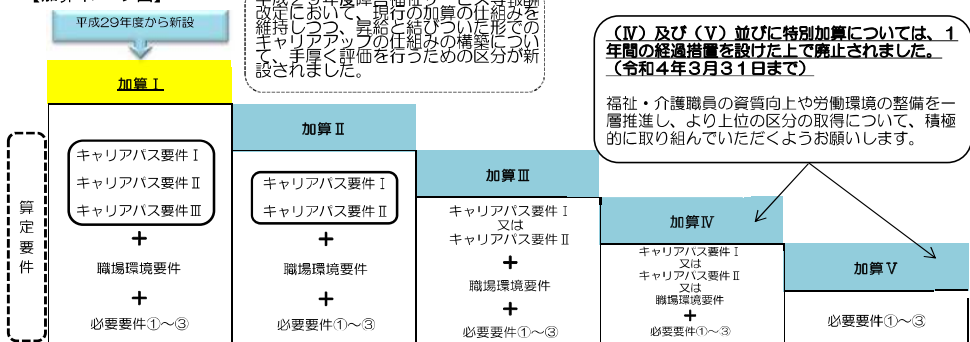
### 1. 目的

福祉・介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた福祉・介護人材の処遇改善事業における助成金による賃金改善の効果を継続する観点から、当該助成金を円滑に障害福祉サービス等報酬に移行し、当該助成金の対象であった障害福祉サービス等に従事する福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的に平成24年度より創設されたものです。

### 2. 加算の種類及び算定要件

加算の種類	対象となる福祉・介護職員の職種
福祉・介護職員処遇改善加算	加算Ⅰ ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、世話人、障害福祉サービス経験者（令和5年3月31日まで対象）、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員
	加算Ⅱ ※原則として、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者等の専従で直接支援を行わない職種の方は対象となりませんが、指定時等に直接支援を行う職種との兼務で勤務形態一覧表の届出をしている場合には対象となります。
	加算Ⅲ

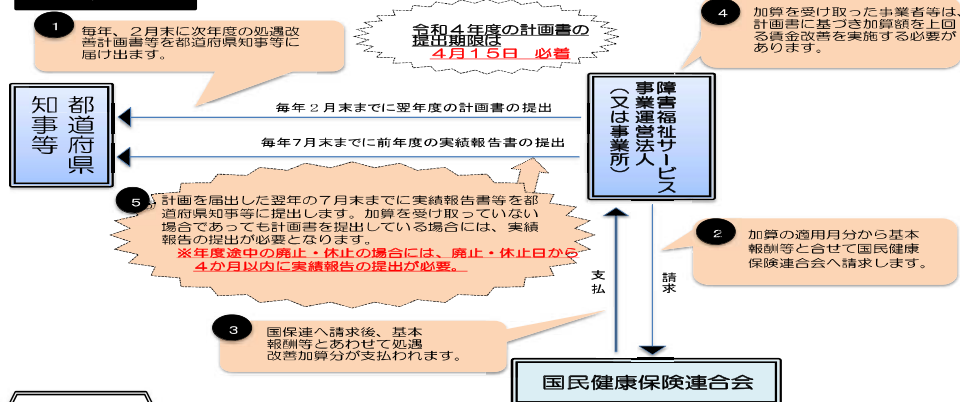
#### 【加算イメージ図】



#### 【算定要件について】

必要要件	①賃金改善等に関する計画を作成し、全ての福祉・介護職員に周知するとともに、都道府県知事等に届け出た上で、加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
	②事業年度毎に、福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告すること。
適用区分によって異なる要件	③労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。また、労働保険料の納付が適切に行われていること。
	キャリアパス要件 ※下記いずれの要件においても、内容を全ての福祉・介護職員に周知していること
	【キャリアパス要件Ⅰ】 福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件及び賃金体系を定めていること。
	【キャリアパス要件Ⅱ】 福祉・介護職員の資質向上のための目標及び計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
	【キャリアパス要件Ⅲ】 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期昇給を判定する仕組みを設けていること。
職場環境要件	(加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)の職場環境要件) 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)を全ての福祉・介護職員に周知していること。

### 3. 加算の流れ



### ！重要！

- 1について
    - 届出にあたっては、別添2「書類提出先」及び別添3「必要書類一覧」をご確認ください。
    - 年度途中で事業所を追加する場合は廃止する場合には、変更する月の前月15日まで(処遇改善加算担当(障害福祉)必着)に変更届を提出する必要があります。
    - 年度途中で新規で届出を行う場合には、算定月(サービス提供月)の前月15日まで(処遇改善加算担当(障害福祉)必着)に計画書等を提出する必要があります。
  - 2について(加算額の計算方法)
    - 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額×サービス別加算率
    - ※処遇改善加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の支払明細書に基づく障害福祉サービス等報酬総額(処遇改善加算等の額を除く。)を12で除したものを。
  - 3について
    - 国保連から処遇改善加算総額のお知らせが発行されます。実績報告時に必要になりますので、必ず保存をしておいてください。
  - 4について
    - 賃金改善の方法はベースアップや手当等が考えられますが、実費弁償・福利厚生(親睦会費、慰労会費、健康診断等)・役員報酬のような賃金以外の項目に加算金は充当できません。
    - 研修手当(※)、移動手当、待機手当、会議手当等労働時間に対する時給等には加算金を充当できません。
    - 労働基準法に基づく通常の賃金に乗せする手当を支払う計画であれば、本加算の支給対象と考えられます。
    - 残業代、休日手当、夜勤手当には、加算金を充当できません。労働基準法に基づく割増賃金に乗せする手当を支払う計画であれば、本加算金の支給対象と考えられます。
    - (※「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.2(平成27年4月30日)」問9を参照)
  - 5について(特に重要)
    - 届出書の修正や実績報告書の修正・提出を求める等の指導を行っているにもかかわらず修正・提出を行わない場合や加算額以上の賃金改善が行われない場合など、加算の算定要件を満たしていない場合には、加算算定の停止や不正請求として全額返還等を行う可能性があります。
- 【その他】  
年度途中で賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、特別な事情に係る届出書の提出が必要となります。

### 4. 提出先

○東京都担当部署  
東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課処遇改善加算担当(障害福祉)

○八王子市担当部署(※八王子市へ提出する場合)  
八王子市福祉部障害者福祉課事業者指定担当

※児童相談所設置区の児童サービスは、提出先は区となります。



# 障害分野

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

### 1. 目的

福祉・介護職員等特定処遇改善加算は、福祉・介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進めるために、令和元年10月より始まった新しい加算です。具体的には、他の福祉・介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるような柔軟な運用を認めることを前提に、障害福祉サービス事業所等における勤続年数10年以上の介護福祉士等について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことなどを算定根拠としています。

### 2. 加算の種類及び算定要件

加算の種類	算定要件
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	加算Ⅰ 配置等要件、現行加算要件、職場環境等要件、見える化要件 加算Ⅱ 現行加算要件、職場環境等要件、見える化要件

#### 算定要件

##### 【配置等要件】

福祉専門職員配置等加算（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあっては特定事業所加算）を算定していること。※重度障害者等包括支援、施設入所支援、短期入所、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援にあっては記載不要。

##### 【現行加算要件】

現行加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。（特定加算と同時に現行加算にかかる処遇改善計画書の届出を行い、算定される場合を含む。）

##### 【職場環境等要件】

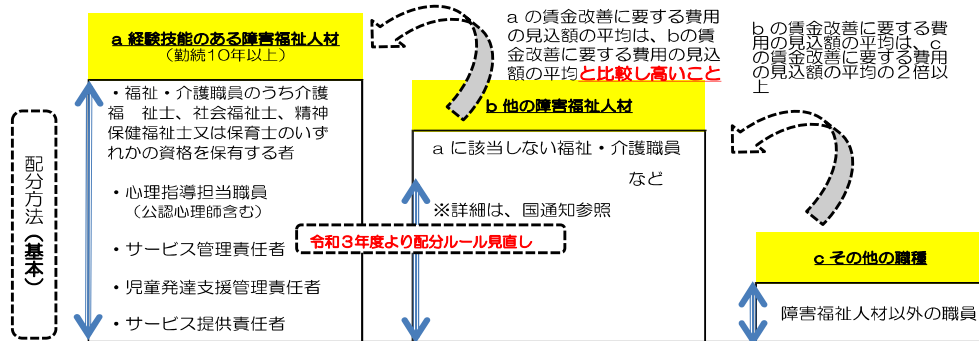
届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を全ての職員に周知していること。この処遇改善については、複数の取組を行うこととし、国通知の別紙1表5の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の6つの区分から3つの区分を選択し、それぞれで1つ以上の取組を行うこと。

##### 【見える化要件】令和2年4月～ ※情報公表システム改修予定により令和3年度と令和4年度は算定要件としない。

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、障害福祉サービス等情報公表制度を活用して特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。当該制度における報告の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページ等、外部から見える形で公表すること。

## 基本の配分方法（イメージ）

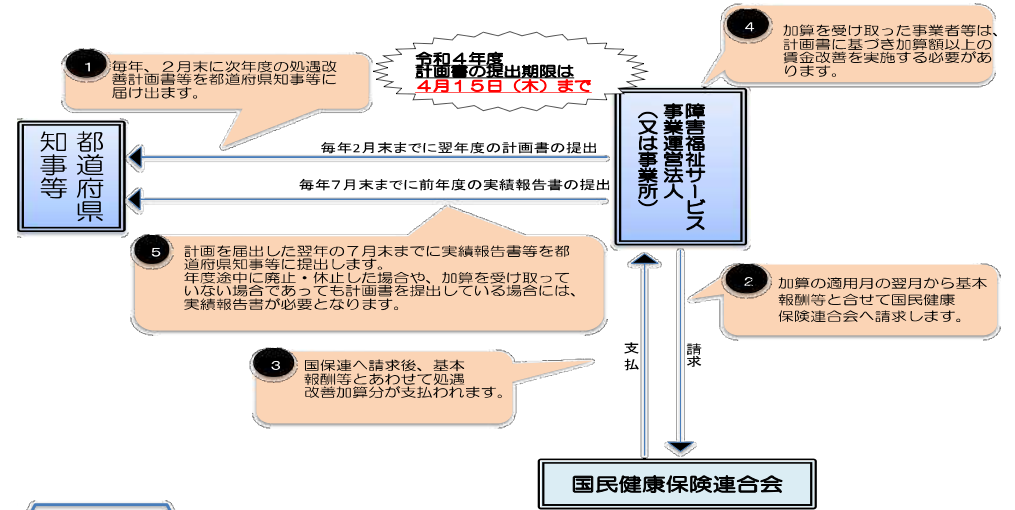
※ 勤続年数等については、各事業所の裁量により柔軟に設定可能です。（詳細は、厚生労働省の通知をご確認ください。）



#### aのうち1人以上

月額平均8万円以上の改善 または 改善後の年額が440万円以上 ※現に年額440万円以上の者がいれば、この限りでない。

### 3. 加算の流れ



### ！重要！

- 1** について  
 ・届出様式等は、東京都障害者サービス情報をご確認ください。  
 ・年度途中で事業所を追加する場合又は廃止する場合には、変更する月の**前月15日まで**（**処遇改善加算担当（障害福祉）必着**）に変更届を提出する必要があります。  
 ・年度途中で新規で届出を行う場合には、算定月（サービス提供月）の**前月15日まで**（※）（**処遇改善加算担当（障害福祉）必着**）に計画書等を提出する必要があります。
- 2** について（加算額の計算方法）  
 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額×サービス別加算率  
 ※処遇改善加算を取得する前年の1月から12月までの12か月間の支払明細書に基づく障害福祉サービス等報酬総額（処遇改善加算等の額を除く。）を12で除したもの。
- 3** について  
 国保連から**処遇改善加算総額のお知らせ**が発行されます。実績報告時に必要になりますので、**必ず保存**をしておいてください。
- 4** について  
 ・賃金改善の方法はベースアップや手当等が考えられますが、実費弁償・福利厚生のような**賃金以外の項目に加算金は充当できません。**  
 ・また、手当において、研修手当には加算金を充当できません。  
 （「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A VOL.2（平成27年4月30日）」問9 を参照）
- 5** について（！特に重要！）  
**届出書の修正や実績報告書の修正・提出を求める等の指導を行っているにも関わらず修正・提出を行わない場合や加算額以上の賃金改善が行われない場合など、加算の算定要件を満たしていない場合には、加算算定の停止や不正請求として全額返還等を行う可能性があります。**  
**【その他】**  
 年度途中でやむを得ず賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行うことになった場合には、その時点で速やかに、特別な事情に係る届出書を提出してください。

### 4. 提出先

#### ○東京都担当部署

東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課処遇改善加算担当（障害福祉）

#### ○八王子市担当部署（※八王子市へ提出する場合）

八王子市福祉部障害者福祉課事業者指定担当

※児童相談所設置区の児童サービスは、提出先は区となります。

都道府県  
各指定都市 障害福祉主管部（局）長 殿  
中核市

障 障 発 0325 第 1 号  
令 和 3 年 3 月 25 日

[一部改正]  
障 障 発 0318 第 1 号  
令 和 4 年 3 月 18 日

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課長  
(公 印 省 略)

福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに  
事務処理手順及び様式例の提示について

福祉・介護職員処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）（以下、処遇改善加算、特定加算を総称する場合「処遇改善加算等」という。）の算定については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）、「厚生労働大臣が定める基準」（平成18年厚生労働省告示第543号。以下「障害者における算定基準」という。）、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第123号）、「厚生労働大臣が定める児童等」（平成24年厚生労働省告示第270号。以下「障害児における算定基準」という。）において示しているところであるが、今般、基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例を下記のとおりお示しますので、ご了承の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

なお、本通知は、令和3年度の処遇改善加算等に係る届出から適用することとし、令和2年3月6日付け障障発0306第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」は、令和3年3月31日をもって廃止する。

別紙 1

表 1 加算算定対象サービス

サービス区分	福祉・介護職員処遇改善加算			福祉・介護職員等特定処遇改善加算	
	キャリアパス要件等の適合状況に応じた加算率			配置等要件に応じた加算率	
	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）に該当（ア）	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）に該当（イ）	福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）に該当（ウ）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）に該当（区分なし含む）	福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）に該当（Ⅱ）
居宅介護	27.4%	20.0%	11.1%	7.0%	5.5%
重度訪問介護	20.0%	14.6%	8.1%	7.0%	5.5%
同行援護	27.4%	20.0%	11.1%	7.0%	5.5%
行動援護	23.9%	17.5%	9.7%	7.0%	5.5%
重度障害者等包括支援	8.9%	6.5%	3.6%	6.1%	1.6%
生活介護	4.4%	3.2%	1.8%	1.4%	1.3%
施設入所支援	8.6%	6.3%	3.5%	2.1%	1.6%
短期入所	8.6%	6.3%	3.5%	2.1%	1.6%
療養介護（機能訓練）	6.4%	4.7%	2.6%	2.1%	1.9%
自立訓練（機能訓練）	6.7%	4.9%	2.7%	4.0%	3.6%
自立訓練（生活訓練）	6.7%	4.9%	2.7%	4.0%	3.6%
就労移行支援	6.4%	4.7%	2.6%	1.7%	1.5%
就労継続支援A型	5.7%	4.1%	2.3%	1.7%	1.5%
就労継続支援B型	5.4%	4.0%	2.2%	1.7%	1.5%
共同生活援助（指定共同生活援助）	8.6%	6.3%	3.5%	1.9%	1.6%
共同生活援助（日中サービス支援型）	8.6%	6.3%	3.5%	1.9%	1.6%
共同生活援助（外部サービス利用型）	15.0%	11.0%	6.1%	1.9%	1.6%
児童発達支援	8.1%	5.9%	3.3%	1.3%	1.0%
医療型児童発達支援	12.6%	9.2%	5.1%	1.3%	1.0%
放課後等デイサービス	8.4%	6.1%	3.4%	1.3%	1.0%
居宅訪問型児童発達支援	8.1%	5.9%	3.3%	1.1%	0.8%
保育所等訪問支援	8.1%	5.9%	3.3%	1.1%	0.8%
福祉型障害児入所施設	9.9%	7.2%	4.0%	4.3%	3.9%
医療型障害児入所施設	7.9%	5.8%	3.2%	4.3%	3.9%
障害者支援施設が行う生活介護	6.1%	4.4%	2.5%	1.7%	1.5%
障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）	6.8%	5.0%	2.8%	2.6%	2.3%
障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）	6.8%	5.0%	2.8%	2.6%	2.3%
障害者支援施設が行う就労移行支援	6.7%	4.9%	2.7%	1.8%	1.6%
障害者支援施設が行う就労継続支援A型	6.5%	4.7%	2.6%	1.8%	1.6%
障害者支援施設が行う就労継続支援B型	6.4%	4.7%	2.6%	1.8%	1.6%

※1 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスとは別の加算率を適用する。

表 2 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%

表 3 キャリアパス要件等の適合状況に応じた区分く処遇改善加算>

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	4-（1）-②のキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ、キャリアパス要件Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	4-（1）-②のキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱ及び職場環境等要件の全てを満たす対象事業者
福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	4-（1）-②のキャリアパス要件Ⅰ又はキャリアパス要件Ⅱのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たす対象事業者

## 【国報酬】各種減算について～概要～

No.	加算の種類		減算率等	届出	概要
1	サービス提供職員 欠如減算	3月未満	70/100	必要	指定障害福祉サービス基準の規定により、指定共同生活援助事業所におくべき世話人若しくは生活支援員の員数を満たしていない場合に減算。
2		3月以上	50/100	必要	
3	サービス管理責任者 欠如減算	5月未満	70/100	必要	指定障害福祉サービス基準の規定により、指定共同生活援助事業所におくべきサービス管理責任者の員数を満たしていない場合に減算。
4		5月以上	50/100	必要	
5	個別支援計画 未作成減算	3月未満	70/100	不要	指定障害福祉サービス基準の規定に従い、共同生活援助計画が作成されていない場合に減算。
6		3月以上	50/100	不要	
7	大規模住居等減算	入居定員8人以上	95/100	必要	共同生活住居(ユニット)の入居定員が8人以上21人未満である場合に減算。 ※日中サービス支援型共同生活援助事業所については適用されません。
8		入居定員21人以上	93/100	必要	共同生活住居(ユニット)の入居定員が21人以上である場合に減算。
9		一体的な運営が行われている 共同生活住居の 入居定員の合計が 21人以上	95/100	必要	一体的な運営が行われている共同生活住居(ユニット)の入居定員(サテライト型住居に係る入居定員を含む)の合計数が21人以上である場合に減算。
10	身体拘束廃止未実施減算		-5単位 /日	不要	指定障害福祉サービス基準の規定に従い、やむを得ず身体拘束等を行う場合に、 ①その態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、その他必要な事項の記載 ②委員会の定期開催・従業員への周知徹底 ③指針の整備 ④職員研修の実施 上記①～④を満たしていない場合に減算。

# Ⅱ 都加算について

# 都加算制度の概要

## 国報酬と都加算額のイメージ

その他 加算	都	精神科医療連携体制加算	} 都3
	都	通過型加算	
	国	下記以外の加算	



夜間部分の 加算(※)	都	都2 都夜間加算	- 国夜間支援等体制 加算 I・II
	国		

(※)ただし、国夜間支援等体制加算 I・II >  
都夜間加算の場合、夜間部分の加算は0円



基本部分	都	基本加算額 × 都基準日数	} 都1
	国	基本単位 × 利用日数	

場合によっては、  
国基本報酬から以下の減算  
大規模住居等減算  
職員欠如減算  
計画未作成減算  
身体拘束廃止未実施減算

### 都基準日数

知事が定める処遇を行った日数を「都基準日数」という。  
都基準日数として算定できる日は、入居者に対して次の支援  
を行った日とする。また、これらの支援を行う旨を予め個別支  
援計画に記載してあることを算定要件とする。

- ア 日常生活支援
- イ 食事提供支援
- ウ 介護等支援
- エ 入院時における病院等との連絡調整等支援
- オ 帰宅時における家族等との連絡調整等支援
- カ その他入居者に対する支援

実際の額については、各区市町村が定める要綱等をご覧ください。

○介護サービス包括型・外部サービス利用型単価

<1級地(区部)の例>

(円)

配置	介護サービス支援型					外部サービス利用型				
	区分	国報酬 (単位) (a)	国報酬額(b) (a)×11.6円 ※	都加算額(c) 都1	合計(d) (b+c)	区分	国報酬 (単位) (a)	国報酬額(b) (a)×11.6円 ※	都加算額(c) 都1	合計(d) (b+c)
4対1	区分6	667 単位	7,737	1,891	9,628					
	区分5	552 単位	6,403	1,413	7,816					
	区分4	471 単位	5,463	1,212	6,675					
	区分3	381 単位	4,419	1,066	5,485					
	区分2	292 単位	3,387	826	4,213					
	区分1以下	243 単位	2,818	245	3,063					
5対1	区分6	616 単位	7,145	1,572	8,717					
	区分5	500 単位	5,800	1,295	7,095					
	区分4	421 単位	4,883	1,082	5,965					
	区分3	331 単位	3,839	924	4,763					
	区分2	243 単位	2,818	685	3,503					
	区分1以下	198 単位	2,296	246	2,542					
6対1	区分6	583 単位	6,762	1,955	8,717					
	区分5	467 単位	5,417	1,678	7,095					
	区分4	387 単位	4,489	1,476	5,965					
	区分3	298 単位	3,456	1,308	4,764					
	区分2	209 単位	2,424	1,068	3,492					
	区分1以下	170 単位	1,972	569	2,541					
体験	区分6	697 単位	8,085	1,543	9,628					
	区分5	582 単位	6,751	1,065	7,816					
	区分4	501 単位	5,811	864	6,675					
	区分3	411 単位	4,767	718	5,485					
	区分2	322 単位	3,735	478	4,213					
	区分1以下	272 単位	3,155	0	3,155					

※ 実際の国報酬額 (b) は、  
国報酬単位 (a) × 地域区分ごとの単位数単価 (3 ページ) になります。

○加算(単価/日額)

(円)

項目	金額
夜間加算	991
通過型加算	926
精神科医療連携体制加算	330

都2

都3

○日中サービス支援型単価

<1級地(区部)の例>

(円)

配置	区分	日中サービス支援型(日中外出)				日中サービス支援型			
		国報酬 (単位)(a)	国報酬額(b) (a)×11.6円 ※	都加算額(c) 都1	合計(d) (b+c)	国報酬 (単位)(a)	国報酬額(b) (a)×11.6円 ※	都加算額(c) 都1	合計(d) (b+c)
3対1	区分6	910 単位	10,556	1,891	12,447	1,105 単位	12,818	1,891	14,709
	区分5	793 単位	9,198	1,413	10,611	989 単位	11,472	1,413	12,885
	区分4	712 単位	8,259	1,211	9,470	907 単位	10,521	1,211	11,732
	区分3	563 単位	6,530	1,854	8,384	650 単位	7,540	1,854	9,394
	区分2	414 単位	4,802	1,325	6,127				
	区分1以下	360 単位	4,176	685	4,861				
4対1	区分6	826 単位	9,581	1,892	11,473	1,021 単位	11,843	1,892	13,735
	区分5	709 単位	8,224	1,413	9,637	904 単位	10,486	1,413	11,899
	区分4	627 単位	7,273	1,211	8,484	822 単位	9,535	1,211	10,746
	区分3	486 単位	5,637	1,762	7,399	574 単位	6,658	1,762	8,420
	区分2	337 単位	3,909	1,220	5,129				
	区分1以下	292 単位	3,387	592	3,979				
5対1	区分6	774 単位	8,978	1,571	10,549	969 単位	11,240	1,571	12,811
	区分5	657 単位	7,621	1,295	8,916	852 単位	9,883	1,295	11,178
	区分4	575 単位	6,670	1,081	7,751	770 単位	8,932	1,081	10,013
	区分3	440 単位	5,104	1,563	6,667	528 単位	6,124	1,563	7,687
	区分2	292 単位	3,387	1,032	4,419				
	区分1以下	252 単位	2,923	547	3,470				
体験	区分6	940 単位	10,904	1,571	12,475	1,135 単位	13,166	1,571	14,737
	区分5	824 単位	9,558	1,295	10,853	1,019 単位	11,820	1,295	13,115
	区分4	742 単位	8,607	1,081	9,688	937 単位	10,869	1,081	11,950
	区分3	590 単位	6,844	1,759	8,603	677 単位	7,853	1,759	9,612
	区分2	441 単位	5,115	1,230	6,345				
	区分1以下	387 単位	4,489	721	5,210				

※ 実際の国報酬額 (b) は、  
国報酬単位 (a) × 地域区分ごとの単位数単価 (3 ページ) になります。

# 精神科医療連携体制加算

## ■ 目的

精神科病院退院患者の受け入れ促進や、地域生活継続のために利用者の状態安定化を図ることを目的として、精神科医療との十分な連携を行える体制を整備している事業所を評価する加算。

## ■ 補助要件

- ①以下の要件を満たしているものとして、都へ届け出ること。
  - ・精神科医療との十分な連携を図れる専門性を備えた専門職が配置されている（社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師等の有資格者）。
    - ※常勤、非常勤ともに可。通過型の専従世話人として配置されている者でも可（加配不要）。
    - ※専門職を配置する時間数は、医療機関等との連携をとるのに十分な時間とすること。
    - ※保健師、看護師、准看護師、介護福祉士は対象の資格になりません。
  - ・看護職員配置加算、医療連携体制加算（Ⅶ）を算定できる事業所として都に届け出していない。
- ②月1回以上、当該利用者を支援する精神科医療機関との連携を行い、記録を保存しておく。（最低5年間）
  - ※支援会議出席、通院同行、通院支援、電話連絡等
- ③利用者の状態を把握できるよう、適宜、ヒアリング等を行う。

## ■ 届出方法

- 【届出時期】 毎月15日締め切り ⇒ 翌月1日より算定可  
【届出様式】 次ページ様式のとおり

## ■ 算定方法

精神障害者として支給決定を受けている者に対し、月ごとに、都加算単価に算定日数を乗じた額を加算する。

- 【都加算単価】 330円/日  
【算定日数】 都基準日数（入院、外泊時等も算定可）



# 様式

受付番号

都使用欄です。何も記載しないでください。

## 精神科医療連携体制加算に係る届出書

届出を行う年月日を記載してください。

年 月 日

東京都福祉保健局長 殿

所在地  
届出者 名称  
代表者職・氏名

印

東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領に基づき、以下のとおり届け出ます。

1又は2に○を付けてください。

異動区分	1 新規      2 終了		
異動年月日	年 月 日		
事業所	フリガナ 事業所名称		
	主たる事業所の所在地	(郵便番号 - )	
		(ビルの名称等)	
	事業所番号	主たる対象	
	看護職員配置加算の届出	1 届出有	2 届出無
	医療連携体制加算(VII)の届出	1 届出有	2 届出無
専門職	氏名	資格名	兼務している職種

<新規の場合>  
算定を開始する年月日を記載してください。  
毎月15日締め切りで翌月1日から算定可能です。  
(例) 届出年月日 令和3年5月15日 ⇒ 異動年月日 令和3年6月1日  
届出年月日 令和3年5月16日 ⇒ 異動年月日 令和3年7月1日

<終了の場合>  
算定要件を満たさなくなった年月日を記載してください。

看護職員配置加算、医療連携体制加算(VII)を届け出ている事業所は、当該加算を算定できません。

必要に応じて行を追加して使用してください。  
対象となる資格は、原則として、精神保健福祉士です。  
※以下は対象の資格になりません。  
・保健師 ・看護師 ・准看護師  
(↑看護職員配置加算、医療連携体制加算(VII)の対象となるため)  
・介護福祉士 (←主に身体介護の技術を評価する資格のため)

- 添付書類
- 1 専門職の資格証
  - 2 職員配置状況確認調査票
  - 3 第2号様式・付表7・別紙1(加算状況)
  - 4 その他必要な資料

## 補助要件①：福祉サービス第三者評価の受審(3年に1回)

### ■ 要件の詳細

福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。

※最後に福祉サービス第三者評価の**受審を完了した月の翌月1日**を起算日として、3年間都加算の補助要件を満たしているものとします。

※「受審を完了した月」：**評価機関が作成する評価調査結果報告書の日付を含む月**

※受審が完了せずに3年を経過した場合、3年を過ぎた月から次に受審が完了した月までのサービス提供分の都加算が支払われません。

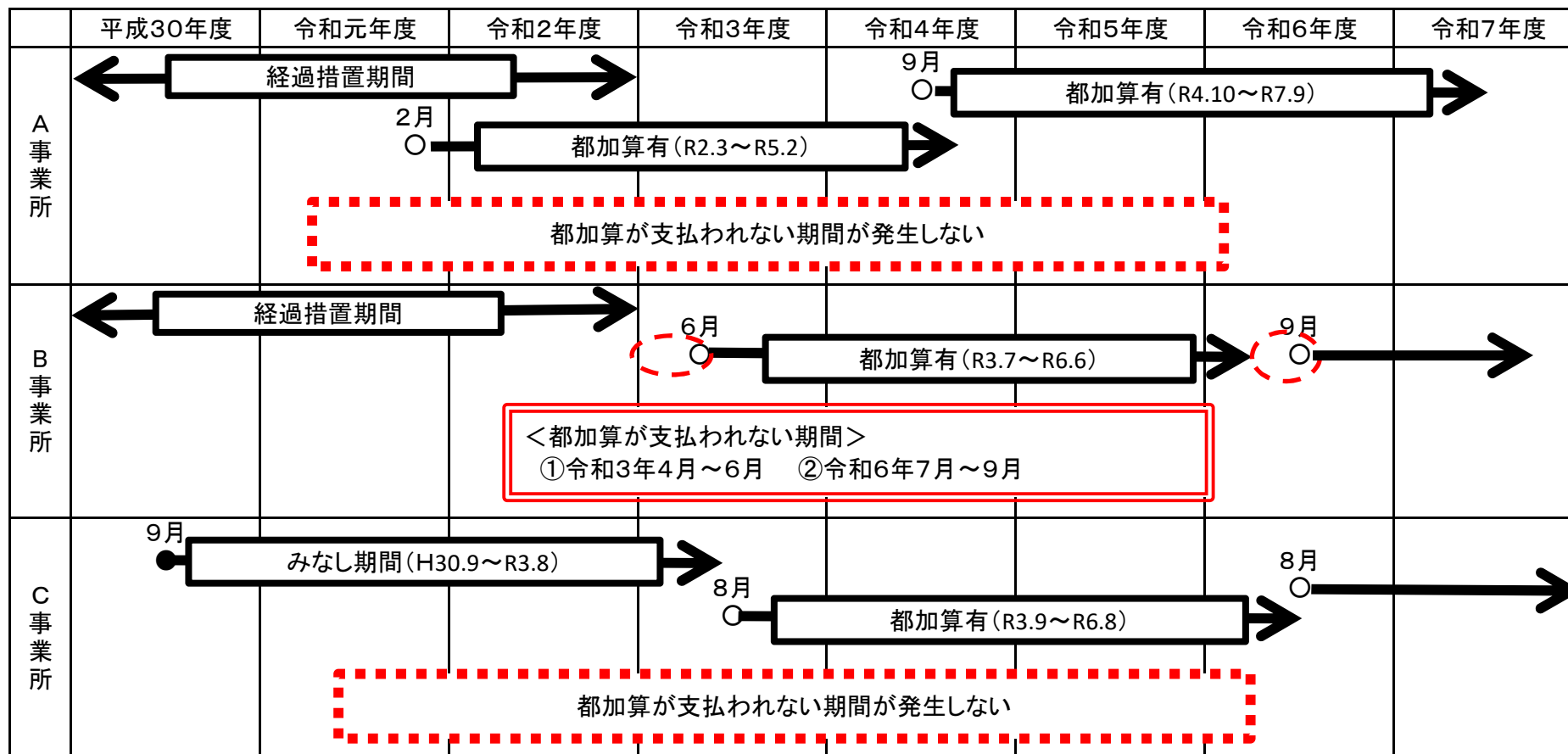
(受審を完了した月は、補助要件を満たす期間には含まれません。受審完了の翌月のサービス提供分から都加算が支払われます。)

- 新規指定年月日を起算日として、3年間は福祉サービス第三者評価を受審していなくても、補助要件を満たしているものとみなします。  
この間に福祉サービス第三者評価の受審を完了してください。  
この間で受審が完了しない場合、3年を過ぎた月から受審を完了した月までのサービス提供分の都加算が支払われません。

### ■ その他

都基本額には、福祉サービス第三者評価の受審経費の補助が含まれています。

# 補助要件①：福祉サービス第三者評価の受審(3年に1回)



○ … 受審完了月    ● … 当初指定月

## 補助要件②：外部研修等受講(年に1回)

### ■ 要件の詳細

- ①前年度に、事業所全体で一定数以上の世話人又は生活支援員が、外部研修等を受講していること。
- ②ユニットごとに、勤務している世話人又は生活支援員のうち一人以上が、年に1回以上外部研修等を受講できるよう努めること。
- ③受講を確認できる書類を少なくとも5年間保存し、都及び区市町村職員等からの求めがあった場合は速やかに提出すること。

### ■ 定義

- ・「一定数」：前年度4月1日時点の事業所の定員数を30で除した数（小数点以下切り上げ）
- ・「外部研修等」：【形式】運営法人以外の外部研修 又は 外部講師による法人内研修  
【研修内容】主として障害理解に関する研修  
※原則として、障害理解に関連している研修であれば対象としますが、以下については対象外とします。
  - ・グループホームの運営や支援に関連があっても、主として障害理解を含まない研修（防火管理者研修、料理教室、感染症対策研
  - ・組織運営や制度に関する研修（法人理念研修、組織マネジメント研修、介護保険法勉強会など）
- ・「受講を確認できる書類」：研修資料、参加者の研修報告書（様式任意）、受講修了証など

### ■ 留意事項

- ・外部研修等の受講者が一定数に達しない場合、**翌年度1年間のサービス提供分について都加算が支払われません。**  
（都加算の支払いがない年度に外部研修等の受講者が一定数に達しても、原則として都加算の支払いは翌年度に再開となります。）
- ・令和元年度から、都の委託事業による「障害者グループホーム従事者人材育成支援事業（基礎研修）」を実施しています。  
本事業による研修も上記「外部研修等」の対象となりますので、こちらの受講も御検討ください。  
（令和4年度の開催案内は、福祉保健局ホームページ及び「障害者サービス情報」へ掲載していく予定です。）
- ・新規指定年月日を含む年度及びその翌年度は、当該補助要件を満たしているものとみなします。  
新規指定年月日を含む年度の翌年度に当該補助要件を満たすように外部研修等を受講してください。  
（この間に外部研修等受講者が一定数に達しない場合、その翌年度1年間のサービス提供分について都加算が支払われません。）

## 補助要件②：外部研修等受講(年に1回)

状況	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
<b>A事業所</b> ・指定年月日： 平成30年度以前 ・定員：25名 ⇒令和元年10月 定員32名に増 ⇒令和2年6月 定員30名に減	←	→	都加算有	都加算有
		6月 ○ ※平成31年4月の定員が30名以下なので、受講者は1名以上	6月 ○ 10月 ○ ※令和2年4月の定員が30名より多いので、受講者は2名以上	6月 ○ ※令和3年4月の定員が30名以下なので、受講者は1名以上
<b>B事業所</b> ・指定年月日： 平成30年度以前 ・定員：32名	←	→	都加算無	都加算有
	10月 ○	10月 ○	4月 ○ 10月 ○ ※2名以上受講しても、都加算の支払い再開は翌年度	6月 ○ 10月 ○
<b>C事業所</b> ・指定年月日： 平成30年度 ・定員：5名	● ←	→	都加算有	都加算有
		10月 ○	10月 ○	10月 ○
<b>D事業所</b> ・指定年月日： 平成31年度以降 ・定員：7名		●	→	都加算有
		4月	6月 ○	6月 ○

○ … 外部研修等受講月    ● … 当初指定月

# Ⅲ 都加算請求事務の概要等について

# 請求事務について

## 【事前準備】

- ・『都加算請求書等』のファイルをダウンロードしてください。  
※都例示様式のダウンロード先:「東京都障害者サービス情報」>書式ライブラリー>A【共同生活援助(グループホーム)】指定申請書・変更届等>3【都加算・都制度】東京都障害者グループホーム支援事業関係(要領・様式等)  
(アドレス : <https://www.shougai Fukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=015-003>)
- ※こちらでご案内する書式は全て都の例示様式です。実際の請求に使用する様式については、請求先の区市町村に必ずご確認ください。
- ・事業所の全利用者について、国保連に請求した国費の明細書を用意し、利用者の支給決定を行っている区市町村別に分けてください。

## 【都加算請求書類の作成手順の概要】

利用者の支給決定を行っている区市町村ごとに、以下の①から④までの手順で都加算請求書類を作成してください。

- ①『都加算請求書等』のファイルを開き、『都加算請求書』シートのうち、「明細書件数」と「請求金額」以外の項目を全て入力してください。
- ②『都加算明細書』シートを開いて黄色く塗られたセルに入力してください。全ての項目が入力されると、都加算額が自動で計算されます。  
なお、「請求コード」欄は、事前準備で用意した国費の明細書に記載されている基本報酬及び夜間支援等体制加算のコードを入力してください。
- ③必要に応じて、『都加算明細書(通過型加算)』シートを作成してください。
- ④全て入力し終わると、『集計表』シートに情報が集約されますので、「総合計金額」欄の金額を、『都加算請求書』シートの「請求金額」欄に記載してください。また、作成した『都加算明細書』の件数を「明細書件数」欄に入力してください。

## 【留意事項】

- ・『都加算請求書』シートの入力(上記①)がされていないと、②の『都加算明細書』の自動計算が行われません。
- ・『都加算請求書(別紙)』は補助要件を満たしているか確認するものです。経過措置期間終了後は必ず記載してください。
- ・『都加算明細書』の基本報酬を入力する際、体験利用の請求は基本報酬分の2行目、個人ホームヘルプ利用の請求は3行目に入力してください。
- ・通過型加算及び精神科医療連携体制加算は、要件を満たしたうえで事前に都に届出が必要です。  
※毎月15日締め切り(都に必着)で翌月1日から算定可

# 手順①

## 都加算請求書 (共同生活援助)

## 記入例

令和 3 年 8 月 11 日

(請求先)

新宿区長

殿

下記のとおり請求します。

請求事業者	法人住所 (所在地)	東京都新宿区西新宿2-8-1
	法人名称	社会福祉法人東京会
	代表者 職・氏名	理事長 東京太郎 印

事業所	指定事業所番号	1 3 2 0 4 0 0 0 0 0
	事業所 名称	東京ホーム
	類型	介護サービス包括型
	地域区分	1級地
	人員配置区分	4対1
	精神科医療連携体制加算	算定可

精神科医療連携体制加算の算定要件を満たしているものとして都に届け出た事業所は「算定可」にしてください。

サービス提供月	令和	0 3	年	0 7	月分
---------	----	-----	---	-----	----

明細書件数	4
-------	---

全ての都加算明細書を作成後に、作成した『都加算明細書』の件数を記入

請求金額		百万		千		円
	¥	4	0	0	0	0

全ての都加算明細書を入力後に、『集計表』の「総合計金額」を記入

金額の先頭に「¥」マークを入力

# 手順④

請求担当者	氏名	東京 二郎
	連絡先	03-5320-4151



# 手順②

# 記入例

都加算額請求用

都加算明細書  
(共同生活援助)

黄色いセルに入力してください。

『都加算請求書』を入力すると自動的に記載されます。

令和 03 年 07 月 分	
受給者証番号	1111111111111111
支給決定障害者氏名	東京 花子
主たる障害の種類	精神障害者
障害支援区分	区分2 当該月の都基準日数 31 日
ユニット名	東京ホーム 1
通過型の指定	指定有
事業所番号	132040000000
事業所の名称	東京ホーム
類型	介護サービス包括型
地域区分	1級地
人員配置区分	4対1
精神科医療連携体制加算	算定可

サービスコード	サービス内容	算定単価額	日数	当月算定額	摘要		
3:3:1:1:6:1	生活援助Ⅰ2	826	20	16,520			
3:3:1:5:6:1	生活援助Ⅳ2	478	5	2,390	体験		
3:3:1:1:1:1	国基本報酬算定無	4,190	6	25,140	特例		
	国基本報酬算定無 (日中サービス支援型 区分1・区分2)			0			
小計				A	44,050		
都夜間加算 ①		991	31	30,721			
3:3:6:4:2:7	生援夜間支援等体制加算Ⅰ13 ②	5,196	18	93,528			
3:3:1:1:1:1	②						
3:3:1:1:1:1	②						
3:3:5:6:4:0	生援夜間支援等体制加算Ⅲ	-	7	-			
①-② (ただし①-②≤0なら0)				B	0		
通過型加算		926	31	28,706			
精神科医療連携体制加算		330	31	10,230			
p				C	38,936		
施設借上費	算定日数	月総日数	補助基準額	日割り額 a	補足給付 b	(ア) a-b	請求額 (ア)(イ)の低い方の額
	31	31	69,800	69,800	10,000	59,800	
			家賃額 c	更新料・礼金 d	補足給付 b	住宅扶助 e	
			55,000	0	10,000	45,000	0
当月都加算請求額 (A+B+C+D)					82,986	円	

半角で1字ずつ入力してください。  
国保連請求時に使う『訓練等給付費等明細書』の「給付費明細欄」の基本報酬及び夜間支援等体制加算Ⅰ、Ⅱの「サービスコード」を入力してください。  
(右ページをご覧ください)

体験利用の時に使用

個人ホームヘルプ利用の時に使用

国保連請求時に使う『訓練等給付費等明細書』の「給付費明細欄」の「回数」欄を入力してください。

国費の夜間支援等体制加算の当月算定額が、都夜間加算の当月算定額を上回っている場合、0円になります。

その月の暦の日数を入力してください。  
(1, 3, 5, 7, 8, 10, 12月は「31」、4, 6, 9, 11月は「30」、2月は「28」又は「29」)

(様式第三)

# 参考：国費明細書例

## 訓練等給付費等明細書

(共同生活援助)

市町村番号	*	*	*	*	*	*	*
助成自治体番号	*	*	*	*	*	*	*

令和 0 3 年 0 7 月分

受給者証番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1
支給決定障害者等氏名	東京 花子								
支給決定に係る障害児氏名									

指定事業所番号	1	3	2	0	4	0	0	0	0	0
請求事業者	社会福祉法人東京会 東京ホーム									
地域区分	1級地									

利用者負担上限月額 ① \* \* \* \* \*

障害支援区分 2

利用者負担上限額	指定事業所番号	* * * * *	管理結果	* * * * *	管理結果額	* * * * *
管理事業所	事業所名称	* * * * *				

サービス種別	*	*	開始年月日	平成	*	*	年	*	*	月	*	*	日	終了年月日	平成	*	*	年	*	*	月	*	*	日	入院日数	*	*	外泊日数	*	*
--------	---	---	-------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	-------	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	------	---	---	------	---	---

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位	摘要
生活援助 I 2	3 3 1 1 6 1 0 2 9 2	2 0 0	5 8 4 0		
生活援助 IV 2	3 3 1 5 6 1 0 3 2 2	0 5 0	1 6 1 0		
生援福祉専門職員配置等加算 I	3 3 6 0 3 7 0 0 1 0	2 5 0	2 5 0		
生援夜間支援等体制加算 I 3	3 3 5 6 2 0 0 3 3 6	1 8 0	5 3 8 4		
生援夜間支援等体制加算 III	3 3 5 6 4 0 0 0 1 0	0 7 0	0 7 0		

日中介護等支援加算欄	日中活動先事業所	指定事業所番号	* * * * *	当該事業所への通所日数	* * *
		事業所名称	* * * * *		

サービス種類コード	* * *	合計
サービス利用日数	* * *	
給付単位数	* * *	
単位数単価	* * *	
総費用額	* * *	
1割相当額	* * *	
利用者負担額②	* * *	
上限月額調整額①②の内の少ない額	* * *	
調整後利用者負担額	* * *	
上限額管理後利用者負担額	* * *	
決定利用者負担額	* * *	
請求額	給付費	* * *
自治体助成分請求額	* * *	

特定障害者特別給付費	
給付費請求額	実費算定額
* * *	* * *

**ここに注目!!!**

「サービス内容」欄のうち、基本報酬と夜間支援等体制加算について、それぞれに対応する「サービスコード」と「回数」を『都加算明細書』に記入してください。

(例の場合)  
 「生活援助 I 2」と「生活援助 IV 2」(←体験利用の場合)が基本報酬となるため、『都加算明細書』の「基本報酬分」の「サービスコード」欄に「1161」と「1561」を入力し、「回数」欄にそれぞれ「20」と「5」を入力する。  
 ※サービス内容が「〇〇加算」となっていないものが基本報酬になります。

また、「生援夜間支援等体制加算 I 3」が夜間支援等体制加算となるため、『都加算明細書』の「夜間加算分」の「サービスコード」欄に「20」を入力し、「回数」欄に「18」と入力する。  
 ※サービス内容が「生援夜間支援等体制加算 I 〇」または「生援夜間支援等体制加算

# 手順③

## 記入例

都単価請求用

### 都加算明細書 (通過型加算)

黄色いセルに入力してください。

ユニット名	東京ホーム 1		
退去した居室名	退去日	当月請求日数	
101	03年5月31日	31日	
205	03年7月20日	11日	
	年 月 日	日	
	算定日数	42日	

令和	0	3	年	0	7	月分
事業所番号	1	3	2	0	4	0000
事業者及びその事業所の名称	社会福祉法人東京会 東京ホーム					
人員配置区分	4対1					

『都加算請求書』を入力すると自動的に記載されます。

都基本単価による総費用額 ①	単価	算定日数	金額	「算定日数」は当月請求日数の合計になります。
	3,040	42	127,680	
通過型加算 ②	926			38,892

	算定日数	月総日数	補助基準額	日割り額(ア)	家賃	更新料・礼金	家賃の日割り額+礼金・更新料(イ)	請求額 (ア)(イ)の低い方の額
施設借上費 ③	交流室	31	69,800	69,800	70,000		70,000	69,800
	101	31		69,800	55,000	55,000	110,000	69,800
	205	11		24,768	55,000		19,516	19,516
	0	0		0			0	0

その月の暦の日数を入力してください。  
(1, 3, 5, 7, 8, 10, 11月は「31」、4, 6, 9, 11月は「30」、2月は「28」または「29」)

基本加算請求額 A ①	127,680 円
通過型加算請求額 B ②	38,892 円
施設借上費請求額 C ③	159,116 円
合計 (A+B+C)	325,688 円

## 集計表

	事業所番号	事業所類型	人員配置区分	受給者証番号	障害種別	障害支援区分	基本報酬分①			基本報酬分②（特例）			基本報酬分③（体験）			基本報酬無		夜間加算	通過型加算		精神科医療連携体制加算		施設借上費		
							コード	回数	算定額	コード	回数	算定額	コード	回数	算定額	回数	算定額	回数	算定額	回数	算定額	回数	算定額	回数	算定額
①																									
②																									
③																									
④																									
⑤																									
⑥																									
⑦																									
⑧																									
⑨																									
⑩																									
合計							-			-			-												

### 通過型

	ユニット名	事業所類型	人員配置区分	項目	障害種別	施設借上費 算定額	基本報酬分		通過型加算	
							回数	算定額	回数	算定額
①				交流室			-	-	-	-
				空室						
②				交流室			-	-	-	-
				空室						
③				交流室			-	-	-	-
				空室						
合計				交流室			-	-	-	-
				空室						

総合計金額

手順④

- ・本シートは入力不要です。『都加算明細書』を作成すると自動的に集計されます。
- ・「総合計金額」を『都加算請求書』の請求金額欄に入力してください。

# 記入例

## 都加算請求書(別紙) (共同生活援助)

第三者評価受審及び外部研修等受講の補助要件を確認するためのものです。経過措置期間の終了後は、必ず作成してください。

法人名称	社会福祉法人東京会
指定事業所番号	1 3 2 0 4 0 0 0 0 0
事業所名称	東京ホーム
事業所定員(前年度4月1日時点)	25人

『都加算請求書』を入力すると自動的に記載されます。

当初指定年月日 又は  
福祉サービス第三者評価受審完了年月日 令和 03 年 06 月 30 日

※当初指定年月日と福祉サービス第三者評価受審完了年月日のうち、近い方の年月日を記入してください。  
※確認のため、「指定通知書」又は「福祉サービス第三者評価の評価機関が作成した評価調査結果報告書の表紙」の写しを添付してください。  
※平成30年度から令和2年度までの間は空欄でも結構です。

外部研修等受講(前年度実績)

必要研修受講者数 1人

「事業所定員」欄を入力すると、「必要研修受講者数」が自動的に記載されます。

研修受講者氏名	研修受講年月日	研修名/研修開催者/研修概要
東京 二郎	平成31年2月1日	発達障害とは ~障害理解と支援の実践~ 東京〇〇センター 発達障害の理解と支援方法の例について

※前年度4月1日時点の事業所定員数を30で割った数以上の従業者が受講する必要があります。  
※必要な研修受講者数が4名を超える場合は、複数枚ご提出ください。  
※平成30年度から平成31年度までの間は空欄でも結構です。

# 参考

福祉サービス第三者評価結果報告書(令和〇〇年度)

年 月 日

東京都福祉サービス評価推進機構  
公益財団法人 東京都福祉保健財団理事長 殿

『都加算請求書(別紙)』にある「福祉サービス第三者評価受審完了年月日」はこちらの日付を記載してください。

認証評価機関番号  
電話番号

以下のとおり評価を行いますので報告します。

評価者氏名	担当分野	修了者番号
①	<input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 経営	
②	<input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 経営	
③	<input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 経営	
④	<input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 経営	
⑤	<input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 経営	
⑥	<input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 経営	

福祉サービス種別 共同生活援助(グループホーム)

評価対象事業所名称 指定番号

現地調査をしたユニット名

現地調査をしたユニットの  
選定理由  
(複数選択可)

ユニットの特徵  
 前回の評価で訪問していないユニット  
 利用者調査結果  
 その他( )

事業所連絡先  
〒 所在地  
In

事業所代表者氏名

契約日 年 月 日 契約日を入力してください。  
利用者調査票配付日(実施日) 年 月 日 利用者調査票配付日(実施日)を入力してください。  
利用者調査結果報告日 年 月 日 利用者調査結果報告日を入力してください。  
自己評価の調査票配付日 年 月 日 自己評価の調査票配付日を入力してください。  
自己評価結果報告日 年 月 日 自己評価結果報告日を入力してください。  
訪問調査日 年 月 日 訪問調査日を入力してください。  
評価合議日 年 月 日 評価合議日を入力してください。

コメント  
(利用者調査・事業評価の工夫点、補助者・専門家等の活用、第三者性確保のための措置などを記入)

評価機関から上記及び別紙の評価結果を含む評価結果報告書を受け取りました。  
本報告書の内容のうち、

- 機構が定める部分を公表することに同意します。
- 別添の理由書により、一部について、公表に同意しません。
- 別添の理由書により、公表には同意しません。

クリア

年 月 日

事業所代表者氏名

印